

仁禮敬之著

清國商話全

明治二十八年八月

8829

清國商話

良賈得
然如空

672.22

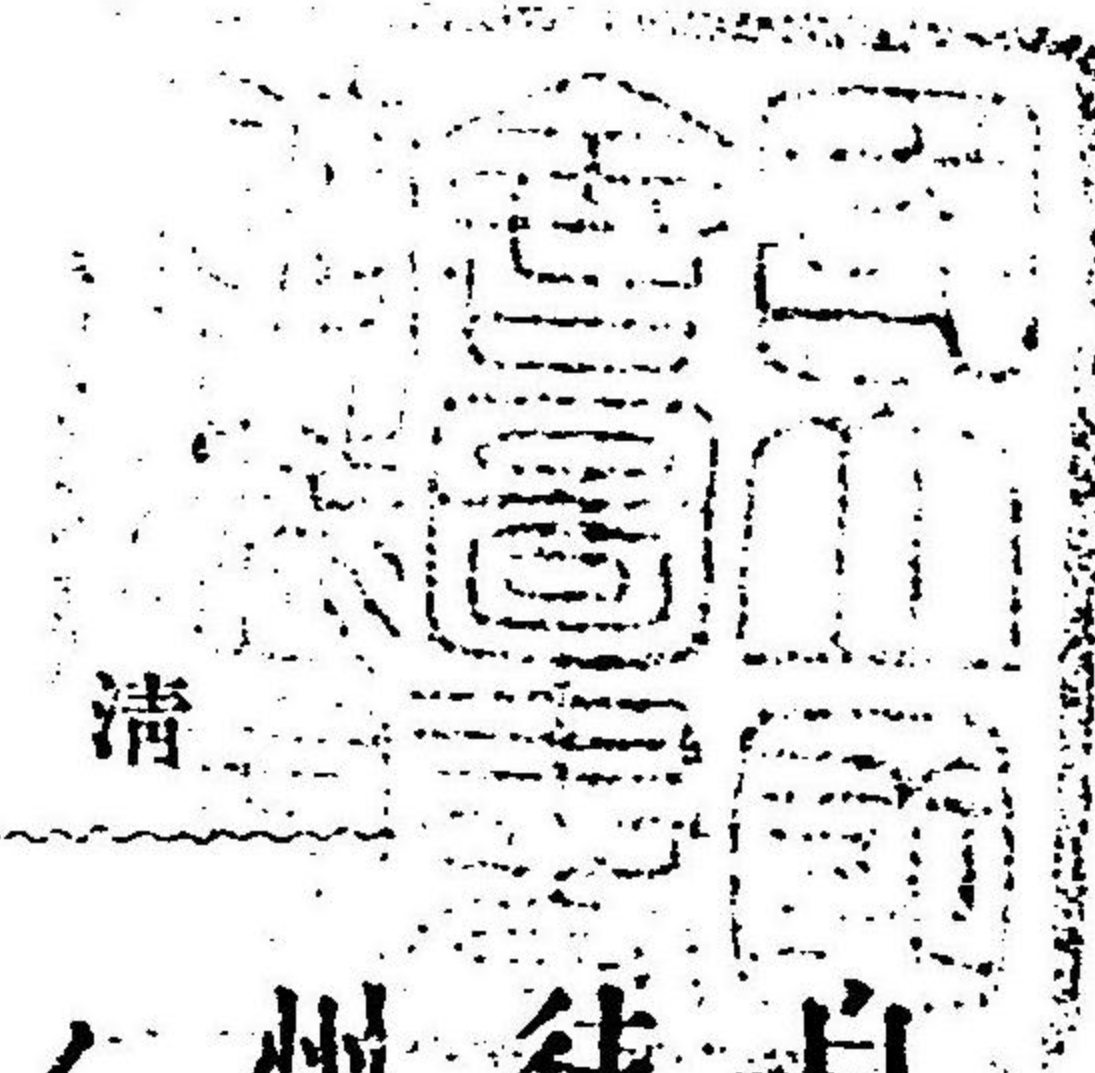
N 729A

明河本川序

七月野市台

山城

藤山空記



國 商 話

自序

往年清佛兩國ノ兵ヲ交ユルヤ、余事ヲ以テ正ニ清國福州ニ在リ、親シク彼ノ閩江水戰ノ實況ヲ目撃ス、和成ルノ後、南船北馬、復タ各地ヲ歴游シ、常ニ該國ノ海外貿易殊ニ佛國ト通商ノ形勢ヲ觀察セシニ、不可思議ニモ開戦以前ニ比スレハ頓ニ旺盛シ、且ツ逐年著シク進歩スルノ現象アルヲ認識セリ、此レ支那人敵愾ノ氣象ニ乏シクシテ利己ノ慾情熾シナルヨリ、朝ニ干戈相見ルノ仇敵モ暮ニ有無相通スルノ商友ト爲シ、翻テ一層畏敬ノ念ヲ加フレハナリ、余時ニ窃ニ謂ラク、佛人ニシテ此機ニ乘シ大ニ經營スル所アラハ、未ダ數年ナラスシテ容易ク其遠征ノ總費用ヲ敵國ヨリ填補セシメ得ヘシ

自序

38297

ト、今ヤ我國彼ト開戦シ、正ニ干戈相見ノ仇敵タリ、然レ
 氏不日我軍凱旋セハ、忽チ復タ宇内無双ノ商友ト爲リ、
 戦捷ノ結果トシテ彼ノ通商章程ヲ改訂シ、又タ貿易上
 幾多ノ利便ヲ獲取スルノミナラス、彼我從來ノ經濟事
 情ハ益々其關係ヲ連環シテ、一時ニ貿易ノ盛大ヲ極メ、
 嗣後毎年増進ノ程度ハ必ス勝敗不定ノ佛國ニ幾倍徒
 スヘシ、嗚呼、本邦ノ商賈タル者、今ノ時ニ方テ宜シク豫
 メ清國ノ商事ヲ講究シ、一朝全捷ノ報ニ接セハ直ニ起
 テ我カ強兵ニ代リ、奮進勇往、自ラ戦捷國ノ商人ニ恥チ
 サルノ籌策ヲ運シ、勵精銳意、速ニ彼我ノ商權ヲ收攬シ、
 以テ富國ノ事ニ從ハサルヘカラサル也、余カ多年苦辛
 就地視察シタル清國ノ商情ハ曾テ一小冊子ト爲シ、北

清見聞録ト名ケ既ニ世ニ公ニシタリ、而後大日本水産
 會ノ需ニ應シ演述シタル「清國商話」ハ實ニ數回ノ久ニ
 彌リ、亦タ見聞録ト相須テ清國商事ノ講究ニ資スヘキ
 モノナルヲ以テ、特ニ茲ニ編成ス、有志者之ヲ購讀シテ
 聊カ他日ノ平和戰場ニ利用スル所アラハ、則チ余モ亦
 タ幸ニ空談ノ譏ヲ免ル、ニ庶幾カラシ平、

明治二十七年九月

毛鐵道人存心識

例 言

一本書ハ余カ明治二十二年中、大日本水産會ニ於テセシ數回ノ演說ヲ速記セシメタルモノニ係ルヲ以テ往々鄙語、里言、笑話、俗諺アルヲ免レス、且ツ清國ノ商話トシテ自ラ奇異怪訝ノ談多ク、一讀ノ下、構造的小説ノ感アルヘシト雖也、並ニ荒唐タル齊東ノ野語ニ非ラサルナリ、

一余ハ隼人ニシテ未タ普通ノ言語ニ精通セス、且ツ淺學不才豈ニ辯ヲ好マンヤ、唯タ滿腔富國ノ赤心自ラ禁スル能ハスシテ敢テ遺般ノ說話ヲ試ム、然ルモ心熱シ言寡ク所說肯要ヲ少キ語焉而詳ナラス記焉而精ナラス、深ク自ラ之ヲ咎ム、

一速記ハ其本性トシテ談話ノ錯誤ヲ訂正セス、故ニ今之ヲ編成スルニ當リ、閱讀ノ下稍々校正スル所アリト雖也、忙中或ハ未タ逮ハサルモノアラシ、遲日再訂之ヲ匡ス、請フ焉ヲ諒セヨ、

例 言

著 者 編

目次

第一回

總

說

略述、輸入種、文字、習俗、其他の事項を

論ず

第二回

商

業

清國商業の發達、沿革、盛衰及一般の實況、取引、慣例等に就て

十二

第三回

商人及商店

商賈の狀態、并に卸、小賣店、問屋、仲買及組合、社等に就て

二十八

第四回

金

融

銀行、兩換店、質屋、金利、貨幣、爲替等に就て

四十

第五回

商品及運輸

商品の運送、荷造、郵政、關税、運送の景況等に就て

五十三

第六回

製

鹽

製造、課税、沿革、實況等に就て

六十二

第七回

結

論

日清貿易の前途に就て

七十三

題外

水産胃病の說

目次

清國商話

存心學人 仁禮 敬之 演述

第一回 總說

宗教、人種、文字、習俗、其他の事項を略述して日清貿易の必要を論ず

敬之は或る目的ありて多年清國の各地に遊歴し、去る十九年に東歸いたしました。以來某々協會等より彼地逗留中見聞せし事項を演述せよと所望せられしとも往々御座りましたか、奈何せん私は淺學不才にして殊に未だ何一つの經驗無き者で、乃ち緬然と公衆に向て支那話いたしました處が徒らに人様に奇異の思を作さしむるのみにて、所詮其所説が世間に信用せらるゝ氣遣はないと、唯我獨卑で毎度御斷り申して居りました。蓋し是れ單に私一身の分際上より自ら卑下して諦めを付けたと云ふ許りでなく、當時我が國の情勢も亦た御斷り申す方に賛成しました。附て白し上げますが、私か支那に居りました時は諸君にも御記憶ある彼の清佛葛藤最中で、所謂東洋多事の秋、自然天下の物情も騒然たる折柄にて、清國各地の人心は實に恟々として居りましたが、其際私は先づ福州と申す南支那の一港に赴き、此處に一年許り逗留して居ました。其間に例の一大水戦が始まりました。凡そ世界に樂

總 說 (日清貿易に就てのほなし)

二

きも苦きも戦争位苦くて又た樂きものはありません、軍旅の事は私にも聊か閱歴がありすが、殊に海外兩國大軍の開戦に臨み身を局外に置き愛憎喜戚共に相加へずして之を對岸火視する其樂は實に何とも申されませぬ、於是乎敬之も専ら此快事に寓目し遊歴年月の過半は他念なく経過いたしました、此事別に商話に關係は御座りませんが豫め此身當時の遭遇を申上げ置きませぬと、話頭或は殺氣を含み爲めに軍談類似の譏笑を招かんも圖られませぬ併し方今海外貿易も亦た平和の交戦と稱すれば商話亦た平和の軍談たるとは強ち其謂れなきにしもあらずです却説、私は今年始めて當水産會に加入致しましたが、是より先き本會の議員某氏は屢々私に向て支那話の御切望がありました、私も再三考へ今は身の分際を打忘れ、驟然其需に應ずるのみならず、更に進で本會々員に列し、諸君の驥尾に附て聊か斯會の盛大を畫り度存じます、何となれば今日は時勢も稍々私に否、日清貿易に賛成するの傾向あり、且私も素志として斯の貿易に大關係ある本邦水産物の盛衰消長を研究する所の本會には大に賛成せなければなりません、願はれは今や日清の關係は日増盛大になります、前にも申通り日本の時勢が是迄は支那の事情を研究するとを許しませんでしたから、本邦人中彼國の情況を知る

ものが至て少ない、従て我々輩が支那話をして耳新らしいから随分謙を申しても胡魔化しが利きます、併し私が申上げますのは虚なく飾なく唯だ自分の實地見聞した事項に就き聊か存寄を述べらるまで、御座りますから、若し誤りありと御認めになりましたら御遠慮なく御批難あらんことを願ひます、元來我々が支那の話に致すに付ては各人相違の説がありますが、之が當否を断定せんにも何分國は大きく風俗言語までも地方々々で違ひますから素より決して一様ではありませぬので、南船北馬、東西異同ありとして私の演説も御聞き下さるやうに願はしう存じます

清國商話と斯様に大問題を掲出して演説いたしますから、先に言ふべきを忘れて後で考へ出し補述するとは免れませぬ、又或は甲の乙を乙の丙に於て言ふともあります、左様では話が錯雜しますから可成別けられるだけ分類して逐次演べることに致しませう、第一は總説として交通上に關係ある宗教、人種、文字、習俗、其他の事項を略説して彼我貿易の必要を述べ、第二は商業、即ち清國商業の發達、沿革、盛衰及び一般の賣買、取引、慣例等を説き、第三は商人、即ち支那商買の有様、教育、位置等を概陳すべし、第四は商店にして清國各種の大小商店、問屋、仲買及組合、會社等に

總 說 (日清貿易に就てのほなし)

三

就き其組織、資金及營業の景況を説き、第五に商品、此商品の事は至極面倒にして到底詳論すると能はざれども、先づ重要商品聚散の概況を述べ、附て商品荷造のとも略説すべし、第六は金融なり、清國の金融は豫想外に圓滑なり、此項に於て銀行、兩換店、質屋及金利貨幣、爲換等の事を説き、第七の運輸には商品運搬の景況及ひ關稅厘損并に郵政を説明し、第八を結論とし、日清貿易の前途に就き鄙見を申上ぐべし、既に斯の如く許多の項目を列擧すれば如何に之を略説するも到底僅少の時間にては説き盡す可きにあらざれば、今日は先づ第一の總説に就て聊か存寄を申述るとに致しませう

抑も日本と支那の關係と申すと大なる問題であります、實に見る人及事の上から色々違ひますが、政治及軍事上などから支那を見ますと兎角商話に外れますから、單簡に習慣風俗から兩國の關係を述べることに致します、先づ宗教から云ふと、支那の宗教は種々ありまして、第一儒教を修むるものが多い、併し孔子の道を修むる者として佛に這入らないでもない、佛に這入りて居りまして、孔子の道を行ひます、周孔の道を修めたところが、殯葬は猶ほ佛式で御座ります、又老子の教もありません、それから喇嘛教、回教及白蓮教外五六の邪教と稱する者あり、又今では耶穌教天

清 國 商 話

清 國 商 話

主教もありません、佛にも種類がありました、其信仰の有様は日本と大同小異で、各教地方に隨て盛衰はありますが、要するに儒佛最も盛んです、其次には人種であります、支那人も日本人と同じく亞細亞東部に生れまして、同一の黄色人種です、夫故我々が支那内地を旅行するにも支那服を着け頭をお玉杓子のやうにし、それで言語さへ分ると支那人は日本人だといふとを知らない、支那人に南北二種の異相ありまして、其一は北支那で他の一は廣東地方であります、日本人は總て南相あり、支那人中の廣東人に比し、北支那人のやうに温厚の相がないと申します、我々が支那服を着て居ますと、北支那では廣東人ぢや蠻子ぢやと云ひます、それ故廣東に參り禮義作法を知ると支那人に化けられる事は容易で御座ります、西洋人のやうに眼色が違ふとか毛色が不似とか云ふとがないからであります、是れが人種的關係であります、又一般の風俗習慣も日本は素と支那から制度文物を輸入しましたから、家の構造とか盆節句とか其他塵吊の式様等些少は違ひますが、大抵は似て居ります、米を常食とし長者を敬するなどは最も、西洋人に遠くして日本人に似て居ります、其次には文字が同様であります、日本には「イロハ」がありますが、漢字が支那から來たのですから、少し漢字の心得があれば筆談で用が足りります、我々が

清 國 商 話

物を買ふときは支那の番頭と筆談にても可なり辨じます、番頭は何も學問がある
と云ふではないが、自國の文字故一と通りの心得はあります、彼等の手紙は即ち漢
文で書き、又た漢文で書いたものも讀めますから、漢學さへ出來れば手紙の往復が
出來ます、宗教、人種、文字等が凡そ今申通りで所謂同文同俗にして、此等自然の關係
がありますから兩國の人民が互に邂逅しまして、一寸親むべき原素があります、
禮義も西洋流でなく、起居振舞が似て居るから、亦互に感ずる所が多く、佛經の讀方
が殆ど同一であるなどは何れも期せずして便利の關係があるよう思はる、地勢の
方から云ふと支那は大國ですが、水利は宜しく且つ彼我相去ると遠からずして天
然の便があります、長崎より航程僅に二晝夜にして上海へ參りまするに、揚子江口
より昔春申君の居た所だと云ふ申江を溯る、其川水は深ふ御座りますから大船が
這入ります、我國の扶桑艦の如きは平時はチト六ヶ敷いが大潮に至れば這入れま
す、這入ると河岸には堤防なく、田畑の間を汽笛を鳴らして上海の港に進みます、港
に入ると岸に船を横付けにしまして解がおりません、此れ獨り上海のみでない廣
東も福州も天津も其他揚子江一帶の諸港皆な川の港で荷物の積卸に都合が宜し
く、沿海沿江到處天然の水利に富むだ國であります、併し國が大きいから南方から

清 國 商 話

北方の天津などへ行くには長崎から行くよりも二三倍遠く、長崎馬關等より上海
天津杯への往來には海運の便利が好い故、我行て貿易するにも彼來て通商するに
も、運賃廉く日子少く、大坂名古屋邊に於て北支那向の商品を製産するは、其距離運
賃の點のみより云ふも却て廣東地方より便利であります、殊に九州地方に於て
は恰も其國內にて製造すると同一であります、此れ地理上支那貿易の便利で御座
ります、又貨幣に就ては別に本位は法律で極めてありませんが用ゆる所は銀本位で
あります、銀貨と云ても我國のやうに圓くなつて居るのでない、殆ど此「ユップ」のやう
な塊でそれを掛目で兩にして用ひます、テールと云ふは兩の意で十六兩で一斤な
れば一兩は恰も日本の十匁です、通貨は多く銀を用ひ金貨は御座りません、紙幣は
通用すれど政府の發行するのではなく各銀行で私發する手形類似のものなれば其
の通用の區域も自から州とか府縣とかの一區内に限り、是から我が貿易品に
就き其の關係を述べませう、第一は水産物であります、支那貿易に我が商品の重な
るものは水産物で、支那貿易と云ふと水産物の輸出と意味する程にして、支那人は
非常に我國の水産物を貴重します、支那にも河海はありますけれど、其需用の割合
に水産物が採れません、それ故我國の水産物が澤山支那の内地に供給されます、併

清 國 商 話

し支那の内地は運搬が不便であつて四川地方に行くに汽船は漢口までしか通ひません、夫から先は小舟又は陸運にて次第に運賃の増加するは勿論、關稅、厘捐、入市税の類、其他諸費相加りて大層高價になりますから下民一般に食ふとが出来ません、或地方では日本の水産物は殆ど藥同様に思つて居ります、東洋即ち日本の名稱は水産物で始めて知れた程の所も御座ります、何分にも我國から行く水産物か千百宿驛と十數商賈の手を経て参りますから段々高くなつて居ります、それを直接に賣るやうにしたなら定めて需要が増すことでありませう、今日の所では需用者も供給者も俱に不自由を極めて居ります様です、それから支那の工業に就て申しますと、以前は支那の工業も盛んであつたと云ひますが、今日は随分衰へて居ります、例へば針の如きは各地山間の百姓に至るまで皆西洋針を用ひて居ります、其は價が安くて縫ふにも便利だからです、支那にも採掘次第鐵が出ますのですが其方法悪き爲め産額は減少、價格は昂貴にして今日では到底舶來の鐵器に匹敵するところが難い、日本からも支那へ銅鐵器類を輸出したら利益があるだらうと云つて曾て長崎の一商人が鍋釜類を持つて行きましたが甘く参りませんでした、それは其地方々々で鍋釜の形が違ひますから此處が悪ひとか彼處を直すとか云つて急に其用

清 國 商 話

に適應するものが出来なかつたからです、且つ該國の物が先入主となりて居りますから日本からの新輸入は信用を取るまでの間餘程我慢してやらなければなりません、其他各工業品殊に、マツチなども大に見込があります、農産物に至りますと水産物とは反對で、其多くは支那と歐米市場で競争するので、生糸、茶、其他米杯は支那有名の産物で、其性質價格も日本と大同小異でありますから、農産物は縁が遠くて見込は少ふ御座ります、又支那にも材木の出所がありますが、北京杯では好い材木は殆ど五百里先より取寄るので、私は多く北支那に居りましたから北支那の事を話させうが、材木は一躰に日本よりは高く、北京で私が物干竿を買ひましたとき東京で四五錢もする位のものに三十八錢取られました、我が東京でも竹木は餘程高いが北京へ参りては更に其の高いのに驚きました、總じて北京では福州邊から材木を取寄せますが、福州からは支那の四千有餘里即ち日本里數にして五六百里を運搬するのですから高いのも尤で御座ります、夫故乎北京は家を建築するに多く材木を用ひずして煉瓦を用ひます、煉瓦の製造は早く開けましたと見えて萬里の長城が煉瓦で築てあります、煉瓦と云つた所が灰色でありまして西洋の赤煉瓦とは稍々其形質が違ひます、斯く材木が高ふ御座りますので家屋

も僅に柱、梁、戸、障子其他室内裝飾の卓子とか椅子位を材木で拵へ建築上成るべく材木を省くことになつて居ります、且つ北支那には二階作りの家屋は甚だ少なく、南方には材木が多いと氣候が温いから二階作りが多い、又北支那へは滿州の朝鮮境杯からも材木を送りますから我國から材木を輸出するとは見込がある様に思はれます、併し水産物程にはゆきましますまい、

却説以上は彼我交通上からして皇國と支那とは便利の關係が多くて通商し易ひと云ふ廉々を畧述したのであります、一躰支那市場に日本商品がないと困るのは第一に水産物で、水産物は獨り我が支那貿易上大なる利益ある商品なるのみならず彼の國人士の食卓上一日も欠くべからざる衛生品の一で御座ります、此れから復た一寸支那人の風習に移つてお話しませう、支那の商人は御案内の通り至極儉約でありますから従つて一般人民にも其風があります、尤も其一斑を拿へて言ひますれば鴉片を吞で寝たり起たりしますから實に仕方のない懶惰者であります、が能々其他を視ますと亦た勤勉であります、先づ宇内勉強人民の部であります、故に其國は富んで民も裕であります、支那全國中何億と云ふ多數の人が皆富んで居るのではない、但だ我國の富者を支那の富家に比すると支那の方が多く且つ富

の度が高い、又我國の貧者を支那の貧人に較ると支那の方が戸口の割には貧民が少ない様です、一例を擧げんに百萬圓以上の資本を有つものは我國では名が指されますが支那ではそんなとではありません、某府縣なら某府縣と云ふ一府縣の中に百萬圓以上の財産家が珍らしくない、二三百萬以上持つて居る豪家は平均三四名宛もあります、下りて四五十萬の財産家は澤山で御座ります、それから以下になりますと僅些の資本は役に立たんと云つて一萬や二萬では一個獨立の商業を開きません、些細な坐買は格別、立派に屋號を出して町内に店を張るとは勢出來ませんから、上海でも其通りでして或番頭の身元を聞て見ると五萬圓あるが是許で商賣しても世人の信用がないから却て銀行か又は確な店へ預けて自分は番頭して居る方が良いと云て居ります、又斯く小資本の者等に於ては或は組合ふて營業するとなつて居ります、我國で百圓か二百圓で店を開くなど云ふとは支那では習慣上出來ないものであります、又一般の風俗はどうかと云ふと先づ禮儀が厚い方で御座ります、禮儀と云つた所が支那の禮儀でありますから拜禮を重んずるとか齡を尙ぶとか素と孔子流の教でありまして中には虚禮もあります、併し禮儀を重ざるから、ゼントルマンとか紳士とか云ふべきものは町人百姓杯の間にも餘

商 業

(商業の發達、沿革、盛衰及一般の狀況)

程信用がありません、人民一般互に相ひ信用して助け合ふとか救ひ合ふとか交際上情義が行はれて宜しう御座ります、別段褒貶するものではありませんが、諸君が常に支那人を卑下し又支那國を見限るよりも存外其國民の間には信義が行はれて居ると云ふ話であります、勿論官員などの弊風を云ふときは實に言ふに忍びざるともありませんが、一般人民は風俗善良にして就中北支那の人民は概して質朴温厚で、南方福建、廣東邊の人は之に反對して居ります、私共が第一に感心するものは支那人の勤勉と儉約とで是れは我國人の遠く及ばない所と思ひます、支那の某紳士が東京で神田の祭を見て醉漢の多いに驚ひたと云ひますが、成程支那人は酒を飲むと自らも外へ出るを耻ぢ、人も嫌ひます、又茶屋杯に遊て歌妓を迎へ樂器を弄ぶと云ふとはしても日本と違ひまして極めて静かにやります、それに例の神田、見が街頭を醉歩狂行する狀を彼等勤儉の眼を以て見るなら左もあるへきと思ひます

第二回 商 業

清國商業の發達、沿革、盛衰及一般の賣買、取引、慣例等に就て

前回に於て已に本題中第一なる總説の部、即ち日清兩國交通上の關係、宗教、人種、文字、習俗、地利、民度及び我が貿易品種等を説き了り、併て其關係は他の締盟各國に比

して著しき便利がある趣を申し上げましたが、猶彼國商民の習俗慣例等は隨時補述すると致し、今日は第二なる商業の部に移り、先づ清國商業發達の有様より其盛大を致せし理由等に就き私一己の存寄を御話し申ませう、夫れ支那の商業は單に人間生活に欠く可らざる日用必需の貨物を各需用者に直接供給するのみを以て其目的とする者でありますから、商賈にして若し此目的の區域を踰越する商事を經營する者あれば一概に之を不徳義視し、官府は常に之を掣肘し且つ之を懲罰します、抑も支那では古來別に商法と稱すべき律令は勿論、一般商業上の史乘もないが、大清律例及嗣後の行政上の法令書中には往々商業上の通則を記載してあります、其精神は何れも農は國の大本と云へる純然たる東洋流の聖賢治國主義にして、政府は力を極めて常に其商業を牽制したる者の様です、此れ有司者治之耳ならずして却て壟斷を私するの賤丈夫を出す所以です、蓋し亦た孟子の征商自此賤丈夫始矣と謂ひし古市者の遺流でありませう、却説斯の如く支那の商業は既に其成立に於て妨害せられしも、攻者愈巧なれば防者亦愈妙なるの道理で、各當業者は遂に相團結して外は彼有司者の專横に抵抗し、内は我同業者の利益を保護するとを謀り、官許の經紀ありて需供二者を媒介し又は貨物の市價を

商 業

(商業の發達、沿革、盛衰及一般の狀況)

制限し、以て其射利權を左右するにも拘らず、終に能く其商業を發達進歩せしめ、今や清國の商業は却て政治と分離し、稍々特立獨行する様に成りました。天下諸般の民業は其所在政府の自由壓制如何に係らず、當業者の熱心勉勵なる結合力に因て進退するものゝ様です。

茲に御笑草として清國現時の商事裁判話を致しませう。該國の風習、否、例規として訴訟は刑事を本として商事の如きは民事と均く之を末として蔑視します。故に商業に於ける欠借訴訟の如きは十中七八判官の受理せざるものでござります。抑も清國の制度として始審の裁判事務は府縣行政官吏の司るもの故、刑事民事を問はず別に裁判所の設けも御座りません。凡そ訟は府縣廳内の一室に於て聽くを例とし、且つ場合に因ては屬吏輩之を代辨する爲め例の賄賂公に行はれ、志ある士民は寧ろ黙止する風があります。彼國の諺に衙門朝南開、有理無錢莫進來と云ふは賄賂を進呈せざる原告は起訴するも受理せぬとの義です。又た屈死不告狀、餓死不作賊とは萬止むを得ざるの外敢て訴ふ可らざるの謂です。好し又た之を受理したりとしても相應の賄賂若くは平素の交情なければ判官は常に原告に向て欠借細故、無關緊要之事、下去罷、算好了帳目、再問、と言ひ放て立去るのが御極りです。借金を皆濟

清 國 商 業 話

清 國 商 業 話

してから誰が復た裁判官を煩しませう、それに斯う云ふ無理を申します。又た賄賂の多少に因て之を採用したるときは痛く被告を鞭ち日を限り厳しく督促致しますが被告は其賄賂の効能たるを知るゆへ容易に之に應ぜず、却て己れは執鞭者に通じ、錢を以て其打力を弱め、或は代被打者を雇ひ、期日を遷延し、徒に原告散財の増加を喜びます。打出血來、不打出錢來の俗諺は善く之を證します。實に債務の事たる商業上に密接の關係を有する者でありますから當局者は一日も之を忽諸すべき者でない。然るに政府は常に久く斯の如き辨法を爲し、遂に以て其商賈をして隱然自ら商業仲裁々判所會館を設立せしめ、今や復た商事を以て敢て官府を煩はす者なきに至りしと云、噫。

却説、支那の商業は先づ殆ど前述の如く壓制に生れ刺撃に長じ、遂に今日の如く稍々自由に運動し來りし者として、今其盛大なる理由を考ふるに、第一其疆土廣大なる爲め、彼此産物を殊にすると、東西南北到處に天時地利、人智の差異あるより、地方毎に特産物を出し、隨て彼我の有無相通すべき事業を興旺せり、加之ならず、清國は本邦に比して割合に沃饒の田野廣く、勤勞の人民衆く、隨て産物豊阜、製品増殖せり。此れ其國商民自然の利益と謂ふべきものです。第二其商賈信義を保守し、自他連衡

の風あると、百貨取引上彼我の信用堅固に行はれ、殊に同業仲間には徳義を尊重し我國現時流行の脱驅功名主義の如きは彼等の大に擯斥する所にして、其會館を設て商事を議し、商友を會して協同を謀るに一として相生相養の大道に基かざるはなし、是れ其國商民自造の利益と稱すべき者です、第三は全國運輸の便利なることで、支那は古來水運に富み、隨て行船の術夙に進み、又陸に車馬を驅り、山に轎子を用ゆると已に久しく、人或は清國道路の頽壞せるを見聞し、直に運輸不便の説を成す者あれども、私の考では今日實際貨物の運輸に向て左のみ甚だしき不利なきのみならず、之を我國三十年前の運搬に比すれば却て聊か便なる様です、此れ亦た第一なる商民自然の利益に隨伴する便益です、第四には其國民に資金の殷實なると、清國の商業及商賈は一般人民(腐儒を除く)に信仰せられ、凡そ商業に要する大資本は官吏、縉士、學者、豪農等より容易く供給し、又は會社、組合の法に因て蒐集せられます、乍去商賈自身も隨分多額の資本を擁する者が少くありません、第五は專業法の行はれしと、顧ふに西洋にて經濟學の發達以來、製産は勿論商業にも分業の必要なると同時に專業の利益あるとは世人の是認する所でせうが、清國にても古來稍々專業の風習を成し、農工商共に地方專業及家傳專業があります、蓋し前者の起因は其國

清國商賈話

清國商賈話

商業盛大なるが爲め或る一種の貨物を各地に散在する許多の供給者より採集購入するは運輸其他(土地、技藝、分業及轉業)の不利ある處よりして、勢ひ遂に一の中心點に專業地を構成せしもの、様です、而して後者は本邦商家にも常有のことにして經驗熟練、名譽等の便利あるに因るものです、此れ亦た其國商業をして利便ならしむるものです、第六は營業の自由にして、清國人民は壓制政府を奉戴しながらも、工商に在ては或る數種の事業に政府の干渉を蒙るの外他は一般に自治の風を成し、其營業は案外自在なるものにて、特に税賦も要せず、別に願届も爲さず、開閉舉止共に自由自在です、右の外茲に第七として、私が大聲宣言せんとするは資本外の資本とも稱すべきものは是です、其一是清商取引の慣例善美にして、且つ商業簿記用文等の簡略なると、今茲に一例を示さん、清商一般に「二三」も「六」も「七」の數字を用ひ、張簿諸取書等に記載す、是れ「十」も「〇」も「八」も「九」も「六」も「四」も「分」なり、是れは洋銀壹弗七拾五錢なり、是れは銅錢三千八百二十文なり、其他商用の略字枚舉に違わらず、序に天津地方貨物賣付約定書式を示さん、

立憑票某字號、今批定、或は立憑人某姓名下批定、某貨若干、言明每箱、或は每個、每斤、價銀(或は錢若干、共合銀、或は錢若干)同中議定、貨到錢回、以後行情長落、各無返悔、恐

口無憑、立此爲據、此上

某實號(或は某先生)台照(或は貴下)

年月日

某字號(或は某姓名)圖章(或は花押)

中人 某姓名 花押

道は通常書式の一斑を示したものです。他地方人等と銀兩にて取引するには買付賣付を論ぜず、約定書面に某銀某秤にて幾兩と明記するところがあります。總て此等證書の交換は彼我信用の如何に因るもので、隨時其文意を取捨増減する様です。又た數字にも特に壹貳參肆伍陸柒捌玖拾の字を用ひ、以て改削點竄の憂を絶ちます。此等の事項は拙著北清見聞録天津洋行の部に詳記してあります。是れは諸君幸に一閱せば思半に通さんと存じます。其二は秩序ありて冒險ならざると、全幹支那人は秩序的の運動を爲して敢て冒進爲めに一敗地に塗れ遂に他人の信用を失する様のと致しません。或は支那人の海外出稼を目して冒險と云ふ人があります。けれども此れは甚しき謬見です。彼等は先進に誘伴され愈々其危険ならざる事實を始めて進行する實に注意深き人民です。其三は勇氣ありて且つ事業に熱心なると、今私が支那人を勇氣ありと稱せば諸君或は之を怪むならん。此れ畢竟諸君は一二

清 國 商 話

劣等の該國商人に接し其行爲卑怯なるを視て他を類推するのみ、余は該國逗留中親く巨商大買の間に交り、實に清商が營業上大勇力あるを發見しました。其事實は追て商人の部に詳説します。其四は質素勤儉にして蓄財の心に富むと、其五は勉強耐忍にして且つ業務を愛すると、清國商民の勉強耐忍なるとは已に總説中にも申上げたが、其業を愛するは即ち財を愛する所以にして、清人は一般に小兒の時より愛財の風情ありて決して我國人の淡泊なる比にあらず。此等は均く皆な直接若くは間接に其國商業の盛衰に關係するものにして、清國商業の盛大亦た偶然にあらずです。

第三回 商業

及一般の實況、取引

却説前回に於ては清國商業の盛大なる理由を略陳しましたが、今茲に取引事項を説くに先ち其反對即ち清國商業を妨害する事實をも亦た略陳せしめ、抑も清國内地に在て間接若くは直接に其商業を妨害するものは種々あります。就中最も甚しきものは關稅と厘捐です。該國には既に二十有餘の開港場ありて夙に海外各國と通商條約を訂結し、各海關には夫々一定の收稅規則あれども、私か此處に説く

清 國 商 話

清 國 商 話

關稅は之にあらずして國內の各要地に關門を構へ自國商人の來往貨物に賦課するものです。此關稅の徵收は我が大藏省とも云ふべき官衙、即ち戶部に於て某々の關は毎年若干の稅金を徵收し得べきものとして定額を立て、其徵收方を各稅關長に受負はしむる慣例で御座ります。故に若し其額に充たざるときは當路の稅關長に於て自ら其不足を填補すと雖も、之に反して其額より超ゆるときは其超過は自から關吏の所得に歸せり、凡そ各關の吏僚は貴賤に論なく抱關擊柝の徒に至るまで多くは無給にて隨伴し、而して此等の關吏僚屬は自ら商賈に對し苛收酷斂唯多きを是れ貪るの風を成せり、去ればにや政府も各稅關長を二年毎に任免するの制を立て、以て多年一人にて多利を獨占するとの出來ぬ様になつて居りますが、併し攻者愈々巧なれば防者亦愈々妙なり、商旅は此苛遇を避けん爲め道路を迂迴して巧に稅網を漏れ一も之を以て其意に介せざる者の如し、是れ實に理の然らしむる所にして又争ふ可らざるの勢であります。

諸て厘捐は咸豐年間長髮賊の蜂起に際し軍費補充の爲め臨時賦課したるを今に至る迄撤去せざる者にして、之を徵收する局卡は其數稅關に百倍して府縣到處に星羅棋布し、原と物價百分の五を徵收する制規あるにも拘らず、貪婪なる厘局員は

清 國 商 話

往々其意に隨ひ之を輕重左右し得べきを以て主客官民の間賄賂公に行はれ、其弊實に言ふ可らざる者あり、余嘗て歐に客に語て曰く、官吏の利とする所、商民の益とする所、彼此其物を同ふして而して其事を異にし、相與に表裏して互に能く咄觸せざるものは、獨り清國の關稅厘金徵收法あるのみと、此關稅と厘捐との苛酷なる收斂は早晚必ず廢せざるべからず、若し此物徵かりせば内地有無相通の利便は愚か、方今航海梯山の勢ひ大邦の物產外國へ輸出せらるゝと現時より幾倍益し、海外通商の鴻益得て收むべく、富國強兵の基礎得て立つべく、而して曾て英佛同盟軍に向ひ北京城下の盟を成せし國辱も亦た得て以て雪ぐべきも、余は未だ其然らざるを痛歎するものなり、噫。

因に云、歐米各國商人は彼此の條約上其輸出入品を内地に轉運するや、原價百兩毎に二兩五拾錢の從價稅を拂へば孰れの地にも運送するを得れども、支那商人は其國民として前述の關稅厘金等所費甚だ多きを以て輸出入品の内地運搬には往々外人の名を買ひ以て輸送上諸般の困難と苛稅を避けり、我日本には修好條規に最惠國の條款なきを以て未だ其内地に於て商品を買買し從價二分五厘即ち子口半稅の特權を享有するが出來ませぬ、苟も日清貿易に志す者、否、皇邦の富強を欲

清 國 商 話

する者誰か一日も早く現行條約の改正を企望且賛成せざるものがありませう、次は度量衡ですが清國には從來完全なる度量衡の制なき故(第一)地方に隨ひ(第二)店舗に依り(第三)買客に視ひ(第四)貨物に照し(第五)時季に應じ、其使用上大差小異なるのみならず、其種類にも幾千百の差別ありて決して一定して居らぬ、且政府は之を検束保護する規律を忽にし、唯だ民間相互の習慣と信用とに由て使用せらるゝものから、遠方來の商旅杯には之が爲め往々失敗を招くことがあります、又其次は貨幣の粗濫なる事である、顧ふに清國も銀貨本位なれども其法貨は粗大なる銀塊を隨時切斷して點檢通用するまでなれば、受拂の都度銀兩の品位重量等を檢定すると頗る煩雜であります、紙幣は私立銀行の自由發行に係り、其所在府縣内にのみ行はるゝ信用手形にして、其粗製濫造の弊は常に市場の恐慌を惹起します、又銅貨は官府の濫製に係れども百中十は奸商及び盜賊の山中などにて偽造せる小錢即ち私錢を混用したものです、尙此外に妨害の一に算入すべきは牙行と稱する我國往時の御用商人然たるものですが、此牙行は其地重要商品の取引上常に市利を壟斷し、他人をして自由に之を取扱ふ事能はざらしむる所謂專賣特許の問屋で、清國にては此輩申合せ常に市價を左右するの弊ありて一般商人の營業を妨

清 國 商 話

害する殊に甚しきものであります、又其次に清國商人は何事も守舊主義にして、店中古例を尊び各業世襲の風があります、營業を世襲すれば經歷上其事務に通曉熟練するの利益はあれども、先づ傳来の店制、舖規業に已に古色を帯び、動もすれば輒ち今日の時勢に適せざるものあり、彼等は尙ほ頑然墨守して其改良は勿論時に乘じ變に應じて新規有利の事業に遷るとを嫌忌します、且清商は一般に其營業上の事項を秘密にするの風ありて、同業者と雖ども或は窺知す可らざるものがあります、又清國政府にては法律を以て民業を保護するが如きは絶無稀有のことです、元來保護の舉たる動もすれば干渉に失する故に、一概に善美な事とは申されませぬが、夫の專賣特許商標保護等の如きは民業發達上缺くべからざるものなれども、同國には曾て是等の制法なきに依り、有利の商品には偽造、模倣、冒名、假號盛行はれ、爲めに商業上の信憑を害し、自他の取引を寂滅します、今其一例を擧げんに、各地書林の如きは寔に大宗の一營業なれども、近年絶て新版發行を企て利益を圖るものなし、此れ蓋し出板後少しく利益あるものあれば、直ちに偽板者を輩出し、爲めに其利を横奪せらるゝも、出板人は之を如何ともする能はざるに由れりと云、

以上にて清國商業に妨害ある重大の事項は粗ぼ説き畢りたれば、是より引き續き商業取引上の概況を簡單に述べませうが、此取引の項は私の清國商話中、最も諸君の清聽を煩すべき價直ある部分にして、且つ亦た最も私が演述に苦む至難の場所であります。

夫れ取引の事たる賣買契約より貨物を受渡し代價を授受する迄の手續方法にして、其取引に現品と約定とあり、現品取引即ち現物賣買は數日乃至十數日を期し、貨物と代金を同時互換するものにて、清國にても這種の取引甚だ多し、但し貨を先にし價を後にするを慣例とす、又約定取引即ち先物賣買及注文賣買なるものは、從來彼我の信用に據り見本又は賣買兩主相識の貨物に限り注文約定し、或は現品に接到し或は注文の際若くは現品着前に其代價の幾分又は其全額を仕拂ひ而して貨物受渡を了するものにして、清國にても此取引は能く行はれ、其仕拂は亦た受渡後數日乃至十數日を期するの習行なり。

且同國は甲乙取引上の信用厚き故、常に見本をも示さず賣買を約するの風あり、大凡地方の商人都府に來り、又都府のもの地方に往て仕入賣捌するも、夫を定まりたる問屋又は仲買ありて之に委託代辨せしむ、此問屋仲買は該地稅關の手續は勿論、

清 國 商 話

清 國 商 話

貨物の揚卸及代價の決算まで一切を引受け、取引上荷主買手雙方に損害なからしむるの責任を負擔し、且雙方の間に紛議あるときは其間に介在し善く之を措辨して敢て客を煩さず、故に賣買雙方の本主に取ては至極便利にして、蓋し其邊の仕組は本邦よりも遙に立優る所あるが如し、又都府の問屋にして各地方へ通市分輸の法を設け、地方の商賈にして都府に在り、物貨の賣捌又は買入を自身にて爲すものあれども、是が爲め獨り其利益を占め、他を壓倒するが如き事は從來の慣習上許さざるの美風あり、亦た同業均霑の主義を忘れざるものと謂ふべし、
其他の御賣には右問屋の外各市場の設けあり、粗笨の商品は此處に於て多く、賣法を以てし、小賣出賣各商人に分配する有様は尙ほ本邦魚菜市場の風に同じ、聞く所に據るに清國に於ては荷爲換の行はるゝと甚だ少し、此れ銀行に於ては荷爲換借用を申込むものあるとき、大例抵當貨物の商況如何を問はず、唯だ從來の取引先にして信用すべきものなれば直ちに之を貸渡すべきも、商人方に於ては彼等銀行者より與ふる荷爲換の利便を甘受する事を耻るの風習あるを以て、金融非常に必迫の際にあらざれば容易に荷爲換を求めざるものゝ如し、尤も銀行と取引上信用厚き商人は或る場合には荷物金高の二倍或は三倍迄借入るとあり、是等は全く信用

清 國 商 話

と慣習に仍るもので、猶ほ詳細は追て金融の部に於て演述すべし。見本又は見本なしに賣買を取結びたるるとき、約定書を交換するが如きと内地取引には甚だ稀に見る所なり、尤も或る取引に限り天津杯にては往々賣人より買人へ證券を渡すとなきにあらざ、然れども其文意は甚だ短簡にして、何々の品を代金若干にて賣約致候間何月何日に其代金御渡し可被下と云ふに過ぎず、而して之に對し買人より其期日に至り代金を拂ふべしとの證書を認むるが如きとは絶無と謂ふも可なり、蓋し我が國商賈の約定書を交換し確と貨物の品位性質を言明し、他日引渡の際反て種々の苦情を生ずる有様とは稍々其趣を異にせり、但し時として手附金を以て約束の確定を表すとなきにあらざれども、是迎も實に稀有なり、抑も手附を交付するが如きは彼我取引上の不信用を徴するものと爲し、清國市場に在ては大に之を排斥せり、又賣買約定の際價格及引渡拂入期限を一定せず、貨物引渡後に及で其價を定むるとあり、是れ全く彼我信憑の厚薄に因て行はるゝものなれば、夫々適切の方法あつて誠に圓滑に行はれ、其引渡は買主の申出を待ち、甚しく遅延するに非ざれば賣主之を督促せず、拂入は特に其期日を約定せざる以上は總て從來の慣例、或は四十日或は二三ヶ月若くは二節に違ふものとす。

清 國 商 話

清國商人の貨物販賣上に能く廣告を利用するとは我が日本商家の比にあらざ、日刊新聞紙僅に二三種の刊行あるに過ぎざれども、面の過半は常に廣告を以て填充せり、又特に呼子を出し引札を頒たすと雖も、苟も人の往來する路傍の壁上には處として紅紙の廣告文を貼付せざるなし、蓋し廣告は大に需用者の購買心を惹起する一の妙法として、清商は夙に意を廣告に用ひしものと見えたり。普通賣掛代金の仕拂は大抵二節拂とす、二節とは八月十五日と十二月晦日なり、地方に依ては更に五月五日を加へて三節とするものあり、大小商店は半期中其賣渡したる金額を此節季に於て各買主へ請求するに一人として之を仕拂はざるものあるなしと云ふ、蓋し本邦現時の如き半月又は一ヶ月拂杯の短期なるものは實に稀なり、亦た好慣美例として視るべし。他地方のもの又は多額なる物貨の取引には現品交付後數十日(大概十五日以上四五十日)を期して仕拂を爲すとあり、此際或は買主期票又音票とも云ふと稱する約束手形を振出すとあれども、賣主に於ては曾て此手形を銀行に持ち行き割引を依頼するが如きとを爲さざる習はしなり、蓋し期に先んじ代金を覚むるは商店の信用を妨ぐるものなりと云ふと雖も、要するに資金充満、信憑確實なると未だ經濟

の眞理を知悉せざるの致す所ならん耶、但し地方に因て或種の延賣に向て年八分乃至一割二分の利子を拂はしむるとあり、問屋仲買の口銭は物貨に依り一定ならず、或は金額に應じ或は數量に對し其割合に多少あり、且賣主より拂ふもあり買主より出すもあり、多くは金額に割合ひ賣主より拂へり、又藏敷料の如き開港場にては規定しあれども、内地にては一切問屋の引受なり、這は隱然其手數料中に含有するものと知るべし、

第四回 商人及商店

商賈の狀態、卸、小賣店、問屋、仲買及組合、會社等に就て

前回に於ては本題中第二商業の部なる取引事例を演了したれば、今回は其第三部門商人及第四部門なる商店の御話を致しませう、話説、清國商人が一般に勤且儉にして智あり仁あり且つ勇氣ありて、信用を貴び秩序を重じ、耐忍善財、熱心營業等の點は總説及商業の部に於て已に其概況を説了しました、特に此に其勤儉なる一事例を擧れば、各商家は丁稚小僧より手代、番頭、店主に至るまで、概ね布衣粗糲、其資産蕃殖する程衣食住を質素にし、彼の官吏紳士に比すれば自ら善妾の惡風も少く、豪遊人に儼り美觀俗を驚す如きは支那老商の大

禁物で、且つ其國商賈として一般に勇往敢爲の氣象に乏からず、小利に眩せず大敵に怯れず、取引上一時の損失あるも撓まず屈せず、或は單身決闘し或は同盟奮戦し、神出鬼没或は處女の如く或は脱兎の如く、攻防進退終に能く其勝利を全ふす、此れ亦た清國商人特有の技倆であります、且夫れ清國政府の行政たる實に壓制ではありませんが、彼商賈社會には古來自然に自治の風を成し、本邦商人の如く彼我取引上些細の事まで官府を煩すが如きとはございませぬ、蓋し其社會の事大小となく各仲間にて自裁自治するのみならず、市街橋梁等の修繕にも多くは官府の干渉を俟たず、其仲間にて之を自辨する等、總て獨立自治の風あれば、自然其社會の輿論は甚だ勢力あり、時としては地方官に抗し、其施政を掣肘左右することもあります、又彼等は能く仁義の義と利益の利とを併行し、單に利益のみに狂奔して他を害する如き不仁義の勳を致しませぬ、故に大小商人相與に和合して各其業に安じ、大は小を慈み、弱は強を凌がず、所謂彼此理勢を審かにするものにして、本邦現時の如く同業仲間在りながら大者は其資産を矛にし、一戰小者を亡し、其利權を専らにせんとして、常に之を厄に苦しむるが如き不仁もなく、弱者自ら揣らず、妄りに其才智を負み、過多の負債を顧みず、強て強者と迎戦して一敗塗地の亡失もなきもの、様です、

又清國商人の行爲に最も好みすべきは、義捐及び慈善の流風あるとす。凡そ義捐慈善の擧たる、必しも官府の勸誘を俟たず、自ら奮て寄進する者にて、或は養育院を設け、貧家の孤兒を扶助し、或は救貧所を開き、鰥寡孤獨を賑恤し、又は寒中綿衣粥食を施與し、以て窮民の飢餓凍死を濟ふ等、種々の方法に由り、貧人を救助します。而して此等の喜捨慈善は、直接に自家の徳を爲すのみならず、間接には亦國家の治安を裨補して、地方靜謐の基を作る者であります。日本では古來商賈は市利の外、社交上の義務を知らざる者として、自他共に卑下するの遺俗ありて、今に士農工商の名位を爲し、猶商人を輕む、商業を蔑にする應報にや、慈善等の事に至りては、清國商民に及ぶること、皆だに三舍のみならず、抑も清國には古來世襲の士農工商なく、滿蒙漢各八旗兵即ち清太祖創業の際、隨伴又は歸服して軍功を奏し、以來旗下士の資格を世襲する滿州蒙古漢軍二十四の旗籍に在るものを除く、文武官登用の試験に及第して出仕すれば、即ち士となり、否らざるもの農工商となる。故に父は現任總督にして、其子は商店の夥計、工匠の徒弟たるあり、子は顯官に在て、其父は農たり、工たり、將た商たるあり、各其現に經營する事業に因て、其稱呼を異にする者なれば、士以て貴ぶに足らず、商以て賤むに足らず、去れば商賈も仁義を崇び、生養の道を講

清國商話

清國商話

究し、都府到處に彼等公共の義學義塾あり、而して上流の子弟は一ヶ年百兩乃至五百兩の報酬(二節の贈遺、年中の食料及家賃は之を算入せず)を以て、各々一人の師傅を聘し得るも、中以下に於ては、皆然る能はず、故に商家中の有力者は、夫々金圓を義捐し、以て學校を設け、以て教師を雇ひ、此等の子弟を教育す。美譽と稱すべし、又公共事業の一として、前述の通り往來繁き道路橋梁等を修築するにあれば、奮て金圓を寄附して、其成功を助け、或は町内に夜番を置き、防盜の備を爲す等、最早今日の有様では、孰れも該當的義務の一として、各自責成の風あり、清國商人は最も勤勉にして、常に質素を旨とす。雖とも時として、亦た款樂するにあり、彼等の會館即ち商業俱樂部に於て、或は俳優を聘して芝居を催し、或は佳辰に際し、多人數相集り、團樂酒宴を開て、優遊借樂し、又は開廟即ち祭日に、町内舉りて種々の遊戯款樂を爲す等、のとあり、此れ彼等商人の極樂なり、又或は取引仲間若くは顧客を伴て料理店に詣り、妓を招き、饗應するにあれば、敢て過飲泥醉に至らず、唯酒無量不及亂と云へる、聖賢主義を守るもの、如し、又吉凶慶吊等に就ても、商家相當の格式を守り、決して其分に越ゆることを爲さず、家富み身貴ければとて、敢て奢らず、貧且賤なればとて、亦た吝ならず、るもの、如し、

商人行爲の御話は先づ此邊に止め、此より教育の如何を一寸御話申さんに、清國商人の教育は素と實習教育にして、猶本邦に於ける如く幼より徒弟即ち丁稚となり商店に奉行し、些少の給料や小遣錢を大切に貯蓄し、凡そ二十歳前後に及で夥計即ち手代となり、其勤勉の如何に因り三十歳位になれば更に昇進して掌櫃即ち番頭となるものとす、或は手代にて暇を取り自家獨立の商業に従事するもあり、或は一を生を他店の掌櫃に終るもあり、要するに徒弟より夥計掌櫃に至るには年期の多少、事務の熟練、才幹の有無及其勤儉耐忍如何等を視るものなれば、彼等少壯の徒弟夥計は夙夜各自分擔の事務に熱心努力し、或は一科を専修して其妙趣に通曉するもあり、又た賞與金等を湊めて他に預け置くもあれば、後日掌櫃の位置に達せざるも亦退て生業を營み一家を成すに難からず、其年期の限定、給金報酬の有無及び衣食住の事項は彼我豫め規約承認する者とす、但し番頭の外は自宅より通勤せざるを例とす、清國にては身幹肥大なれば般富發財の相として商賈社會に珍重せらるゝの俗尙ありて、番頭には多く這種の人を採用せり、故に銀行問屋等に於ける各掌櫃は皮肉總て肥満せざるなし、其甚しきに至りては才藝發達せしものと雖、其皮相肥大ならざる爲め掌櫃に登用せずと云ふ、夫れ掌櫃は筆算に熟達し、官話(清國の言

語は各省到る所異同ありて甚だ繁雜なり、故に官話即ち全國普通の言語に通じ天下の人士に應接せざるべからずに通曉するは勿論、貨物の鑑定に精しく、米商に在ては稻花發生の良否を查看し、天氣時候の順否を考察して賣買驅引を爲さるべからず、一切の驅引に長じ、所謂商機に明ならざれば掌櫃たる能はざるものとす、乃ち多年實習の教育練磨遂に能く此に至るものなり、徒弟より掌櫃に至る粗衣粗食勤且儉にして勞を先にし逸を後にし、而して始て獨立家を成し他に信用せらるゝの例なり、

又た清國商人の位置何如と謂ふに、諸君己に御案内の通り各人の就業には夫々士農工商の別ありと雖ども、金力ある處には亦た勢力あれば、商人の世に尊重せらるゝ有以矣、然れども彼一種の腐儒輩は猶本邦往時の如く概して商人を蔑視し、以て俱に齒すべからざる者と爲せり、而して彼等商人迎も文を學び道を講じ應分の學問なきにあらざれば、嘗て官吏を遠け學者を疎する等の事なく、且つ交義市利並行的の自治商人なれば、其人も其商業と共に能く獨立の形を成し、本邦商人達の如く或る一種の紳商輩に願使せられ、或は其市場を蹂躪せられ、或は其市利を壟斷せらるゝともなく、又商業家の集會に空く法理を説き、徒らに權利義務を首唱し、世の譏

論熱に傳染し實利實益を忘る等の事弊もなく、且彼等商業の方針は堅忍不拔にして、一省局長官の更迭に遭ふ毎に直に或る商品の市價に亂高下を致す等の憂なく、又權門に出入する御用商人等の下風に立ち、窮に不平を訴ふるが如き卑怯の商賈も亦之なし、夫れ清國の商人と其商業と共に斯く獨立するを以て其商人の輿論は勢力實に強大にして、苟も商業上の利害に關する事項等に就き、何か地方官に具申し、地方官にして若し不正の抗抵を試るとあるに於ては、寧ろ其地方官を革職せしむるも商人は儼然として敢て其威風に草靡せず、商人却て君子にして其徳は風なり、と云ふべし、此等の事實よりして視るも清國商人は自然に獨立自治の風あるものと知るべき耶、商人に就ての談話は先づ此邊にて止め、此より第四なる商店の御話を致しませう。

商店此部にて問屋、仲買、小賣、市場及び會社、組合等のとを總説せんに清國にて最大なる商店を大字號と稱し、即ち屋號商とも云ふべき大暖簾の商賈にして、銀行、鹽商又は質屋等官府の特許を得たる大商店、銀行質屋の組織營業等は追て金融の部にて又鹽商の事は結論に於て夫々詳悉す可し、其他各重要商品の大問屋なり、此等商店の大なるもの多くは百萬兩以上の資本を擁し、二三十人乃至七八十人の手代番

清國商話

清國商話

頭を使役す、北京の四大恒と稱する四個の銀行の如きは實に明代の創設に係り、現に數千百萬の資産を有し、殆んど我が日本銀行の如く戸部(大藏省)との關係あつて時に國幣の缺乏を裨補し、或る國稅の徵收を代辨する等のとあり、其次は行商なり、此行とは店舖の意にして猶本邦の問屋と同義なり、夫れ行は一人一己にて設け開くもあり、又組合仲間を以て成り立つもあり、其仲間は或は同族一類或は朋友鄉黨にて合資共同するものなるも、別に規約とも稱すべきものなく、其資本多くは二三十萬以上にして行員の至て少きも十數人あり、行商事業は手廣く商品を仕入れ各商舖に卸し、又は直接需用者に賣捌き、或は地方荷主の委託を受け貨物の販賣又は仲買を兼務する等、概して本邦の問屋業と異なる所なし、且此行も各重要商品專賣に就き夫々官許定數あるものど否らざる者どあり、又鑑札料として年々賦課せらるゝ雜稅あるものど、創始の際例規の冥加金及爾後當路への賄賂のみ納むるものどあり、凡そ官許の仲買を經紀と云ひ、其の店を牙行と呼ぶ、一種の仲買問屋なり、且つ牙行の多く官府の御用を奉行するを以て亦た御用問屋と云ふも可なり、此商業は地區を畫定し其處に幾軒と制限せられたるものにして、例令ば天津にて豚肉は重要商品とし該縣城内外に猪行幾軒と限り、已定の牙行經紀あれば新たに豚肉問

屋營業を爲さんとする者は固有の株を譲り受けざる可らず、恰も是れ往時我大阪に於ける株仲間と彷彿したるものなり、凡そ問屋は地方の荷主買主より貨物の賣買を委託せらるゝときは常に相場の高低を報道し、且つ高く賣り安く買ふの義務を負ひ、充分顧客の利益を謀り、又定期賣買にして取引前金圓の必要ある場合には一時之を立替へ、地方荷主は多く問屋に宿泊す、以て荷主の便利を圖るを例とす、若し其商品にして荷主買手の取引上紛糾損失を生ずる時も、當該問屋の負擔自辨に歸する慣行なり、凡そ仲買は問屋の前後に在り、貨物の賣買を媒介する商事取引の紹介人にして、特に賣買主に代り自己の名を以て契約するものと、別に世話人才取とも稱すべきものあり、何れも一定の手數料を領し、賣買者に對しては或は問屋と殆ど同一なる各種の利便を與へ、其義務として取引及び金融の圓滑を謀れども、對手破産の場合には法律及慣例上別に先取の權利なし、其次は舖にして小賣店なり、此れ坐買なれども、其營業の盛大なる者は十萬乃至三十萬兩、小なる者も二三萬兩の資本を有し、五六人乃至十數人の徒弟夥計を使役して、各日用商品を賣捌けり、店様は日本と異なり疊を用ゐず、又多く貨物を排列せず、梶子卓子を駢べ、小僧手代之れに凭る、街頭高く招牌を掲げ、貨名及び不二價、童幼

不欺等の文字を畫す、其國風として盛夏の候は小僧等店頭に於て上衣を脱し肉躰を露はすを憚らずと雖ども、下袴は決して脱せざる者とす、(勞力會社も亦然り)店の裝飾は貨物に因て一様ならずと雖ども、商品は概して東京の越後屋大丸屋の如く隨時來客の需に應じて持出すを常とす、又舖中の事務も番頭は帳場を預り、手代は客に接し、小僧は其命を奉じて貨物を出入する等、夫々分業負擔するも到處一切婦人の店頭に従事する者なし、蓋し其國風として最下等の營業を除くの外は婦女をして他人に接見せしめざる者とす、其次は出賣行商にして、清國は行商業風に盛にして近くは官吏縉紳の邸宅又は旅館等に出入し、遠くは百里外に往來す、此行商中には往々資産十萬兩以上を有する者あるも、勤儉の甚しき常に敝履を穿ち重荷を負ひ、夙夜孜々として東西に奔走す、本地地方行商の外猶各行舖より派遣する手代出賣あり、又た飲食品杯を鬻ぐ路傍の露店あれども、這是齒牙を勞するに足らずとす、次は會社組合なり、清國にては現に「コムパニー」又は「ファーム」に適合する名詞なく、或は洋行と呼び、或は公司と唱へ、(我か三菱會社の如きは該地にて三菱公司と稱せり)株券を股分と名く、其組織は多く通常の差金會社にして、其社の義務は各自に又は連帶して擔當する無限責任の社員と、其社の資本として差出したる金額の外

義務を分擔せざる有限責任の金主との間に成る所謂合資會社の類なり、此等の金主は多く官吏縮紳又は他に專業ある人々にて、自家の名を顯はすを厭ふものにして、彼直隸總督李鴻章氏の如きも現に或る社の金主、即ち有限責任の株主たり、此株主は入社の際契約を以て規定したるの外、營業上の利害は一切得失せざるものとす、而して其營む所は何れも重大の商工業にして、一人一己の容易く經營すべからざるものに在り、凡組合營業は彼行舖に於ける如く彼我相識間の一業同利と小資本家の合力均益より成立するものにして、互に信義と公平とを以て従事し、組合仲間の不和を致し爲めに中道解散するが如き不幸を見ると甚だ稀なり、清國も未だ特に商法の制定なき故、格段其筋の保護又は干渉ある分を除くの外は、勿論人民相對に任せ會社組合共制裁なきものとす、次に市場は都府にも田舎にもあり、一定の商買荷主行商等一定の時日に一定の場所に開設し、重に粗笨魚菜の類の貨物を卸且小賣せり、年市、月市、日市及祭市あり、抑も市場の起源は時を節し勞を省き價を平にするのみならず、取引上仲間の盛衰を辨識するの利便あるに在り、且つ其賣買は多く羅賣法にして賣主は競争の爲め買主は直接の爲め高く賣り安く買ひ、雙方共に利益あるなり、凡そ市場は別に課税とはなけれども、最寄警察又は地主等此

若干の冥加金を贈遺するの例なり、又我東京の縁日の如き開廟と稱する時日に各種の小賣市あれども、是れは別に談話する程の價直なし、
 説話、茲に營利場外なる會館、即ち商業俱樂部とも申すべきものに就いて御話し致しませうが、此會館に同郷會館と同業會館とあり、何れも學位又は經驗ある老成にして且つ徳望ある人士を聘して董事となし、往復文案、商事交渉等の事務を掌らしむ、其設立の目的は親睦咸和、吉凶慶吊、緩急補助に在り、仲間萬般の事件をも此處にて處理せり、殊に感賞すべきは彼我商業取引上の行違を生ずるや、事の輕重を視て董事始め老商輩茲に會同し、能く其是非を判別し善く其の交渉を仲裁せり、又館中に旅人宿食、同人觀戯の設けを爲し、故郷等より來る者は多く茲に寄寓し、以て貨物の賣買を商議し、以て就職の世話を依頼し、又は佳辰宴遊の歡樂をなせり、又同業中の約束に背き利己の爲め抜け懸けをなすものあるときは、一同吟味の上公然之を責罰するとあり、其法の奇なるや、例令は出費は犯則者の負擔とし、幾日間同業者一同をして芝居見物をなさしむるが如し、然れども之と同時に同業中不時の禍災又は損失に罹り已に閉店破産せんとするや、仲間より充分の救助を與へ、遂に其をして恢復せしむ、復た方今我國に於ける如き商賣警敵の舉動なきは愚か、其俗諺すらな

きは實に清國商人の美風美俗と稱すべきです商店の説話は先づ此邊に止め、下回には第五商品より第六金融の部に説き及ぼしませう。

第五回 金 融 銀行、兩換店、貨屋、金利、貨幣、爲換等に就て

本日は商話の第五部門に屬する商品の御話を致しまするのが順序ですけれども、此商品に就ての談話は至て少く、且つ第七部門なる運輸と密接の關係もあれば此は次回に譲り今日は先づ其第六たる金融の部より説き起しませう、抑も清國の金融は吾人の想像外に圓滑なる者で、其圓滑は商業資金を融通する機關の備具して且つ完全なるのみならず、之を運轉する技師が誠實にして老練機敏なるからのとです、今茲に其機關を開列すれば、第一が錢舖、即ち銀行です、北清地方の錢舖は西洋の「バンク」及本邦の銀行とは稍々其趣を異にし、業務の異同は勿論、取引の情狀、營業の難易、權利の大小、義務の輕重等、或は一見怪訝すべき事項もあり、或は亦た熟思三嘆するの部分も鮮少ならずと信ず、私は嘗て北清見聞録と稱する一小冊子を著しましたが、其第一編中に北京錢舖の實況が詳記してあります、賜覽の各位は業に已に該書の舊知己なれば、今復た私が茲に紹介するにも及びますまい、

清 國 商 話

清 國 商 話

乍去彼の書は主として奇異なる業務の變態を示し、此處では較著なる金融の圓滑を説くのですから、清國金融第一の機關なる錢舖の業務中聊か吾人の參照に便する者を選択し、増補旁々、茲に御話申上げませう、彼等同業者間の關係は所謂我が往時の株仲間均しく、彼此密接、一市通脈の關係を保ち、相信互用の利は甲乙銀行私發の錢票、即ち紙幣は丙丁等各行の普く通用する所となり、吾人より之を視れば濫用と評する程です、此れ同業結托の効にして各自資本幾倍の働を成すのです、金融を自在ならしむるには其機關相互の結托が與かりて最も力ある者と思ひます、其次は營業の自由にして、北清地方に在ては錢舖開業の際官府に於て稍々牽制する所があります、其營業に向ては一に放任主義を取り、諸事萬端人民相對の信用に任せ、専ら商業取引の利便を成さしめます、否、清國政府は其慣例として敢て這等の營業に干與することが出來ない、此れも一利一害、干渉の弊害なきと同時に亦た保護の利益もない、私共が見聞せし事例に據るに、今日迄之れが爲め金融を便し、商事を益せし利項を之れが爲め秩序を亂し、信用を傷けし害項に比するも、差引猶多少効益の存項ある様です、此二要件は經濟上吾人の精覆講究すべき價直あるものならんと信ぜられます、其他前述の錢票、或は手形と譯するも可ならん、發行及通用の

清國商話

始末又は爲替貸借の方法等、總べて商取引の金融を裨補する細大事項に就き逐一之を分説するときは日も亦た足らざれば、茲に之を省き、次なる第二兌換舖(滙兌庄とも云ふ)即ち兩替屋に就き一言申述べせう。

兌換舖は主として兩替を營業とし、錢舖が之を兼業すると専門營業するものがあり、其規模は錢舖に比すれば勿論狭少なれども、其金融を助ける上に於ては、一の小銀行とも稱すべきもので、彼の各銀行の手形即ち錢票を兌換し、又た銀塊に對し紙幣銅錢を以て兌換する等、支那に在ては既に諸君も御承知の通り銅錢を除くの外は一定普通の貨幣なき爲め銀兩銀塊、錢票手形を兌換するの必要は非常であります。實に一大重要な營業にして、且つ獨り銀錢交換のみならず、甲の錢票を乙に替え、丙の銀票を丁に換ゆる等、兌換舖の名實に空しからず、而して其相場は銅錢に據り、信用と慣用の如何を視て上下します。猶兌換舖に於ても或は貸預を爲して商業資金を融通するとあります。

第三は當舖、即ち質屋にして、大當舖、押當舖の二あり、大は下質を取り、押は仲質を取る、天津當舖の實況も亦た載せて北清見聞録第二編にあります。各位一讀を賜らば、蓋し思半に過ぎないので、特に此に宣言すべきは本邦にては一概に典當を擯斥す

清國商話

るの俗尙がありますが、清國に在ては商工の事業經營に際し、資金の缺乏を告ぐるときは、至極平氣にて貨物にても什器にても彼でも是でも颯々と質入するのを憚りません。要するに第一の目的物即ち最必要なる流通資本たる現金を得れば可なりとするので、蓋し東京の商家採にて資本必要と稱し、公然其所有物を質入する採は其人自身が忌憚するのみならず、社交上他人も之を批評いたしますが、彼等支那商人は他借よりも先づ一番に典當を事とするのが例です。其言に曰く、資産に流通固定の異名こそあれ、其實一にして均しく我有に歸す、彼を減じ此を増すも蕃殖の目的ある以上は其之を左右するの大權我に在り、父母兄弟たりと雖ども敢て容喙すべからず、况んや朋友他人おやと、此れ豈に吾人の服膺すべき言ではありませんか。

清國商賈の當舖を利用する夫れ此の如くなるを以て、其國當舖の營業は案外盛大なるものです。大當舖は多く紳商の經營に係り、位置高く勢力大にして、資本の殷實なる取引の繁昌なる、其門に出入するものは本邦の如く獨り貧商窮工の賤民のみならず、白晝に中等の商賈も往き、上等の士民も亦た往て他の店舖と更に違ひなく、現に銀行と並立して商工業資金を融通する一大機關となりて居ます。

第四は放帳局にして、北京にては之を印局と稱します、即ち貸金營業をなすもので、天津の放帳局は専ら商家へ信用貸するを業として居ますが、北京の印局は旗兵に抵當貸するのが多い、中に就ては高利押貸の弊風もあり、亦た臨時の融通を便して商家を利するものも少なくない、其次は潤家放帳、即ち富家の抵當貸にして、親戚朋友を除くの外は専ら地畝房屋等不動産の類を書入れしめ、低利貸付をするのです、此れ亦た間接直接に商業上の資金を融通します、金融の御話は先づ概略此の如しとし、此より度量衡の談話を致しませうが、無味の商話には諸君も、嘸御退屈であらふと思ひます、依て御眠氣さまして、一寸茲に錢票贗造に關する一節の珍談奇話を陳べませう、尤此の御笑草の中には前段銀行に關する金融上の變化相あれば、決して勸善ではない懲惡の参照として御記憶あらんことを望みます、

毎度御話し申上ます通り、清國の紙幣は各錢舖の私製私發に係れば、其用紙は粗惡にして、形狀記字も様々あり、一見吾人の信憑を惹くに足らざるが如き、觀あれども、因襲の久しき各人均しく善く辨識して、普く其市府内に通用します、然れども、贗造亦た容易に行はれ、民事商業の取引を困難ならしむるとが、往々ござります、夫れ錢

票贗造には自ら一種の奸人ありて、恣に各錢舖の發行せし錢票に模倣し、善く逼真の贗札を製出するので、此奸人等は資性實に敏捷にして、殊に手工に巧妙です、かゝる假を弄し、眞を成し、該票發行主なる錢舖すら、輒く之を識別する事が出来ぬと云ひます、然るに不思議なには、茲に其眞假を鑑定するを以て營業とする紙幣鑑定先生あり、北京城内外繁昌の街頭に一卓を加へ、椅子に坐し、手に小形の認印を弄ぶ者が、即ち其人です、今或る某商店に赴き、貨物を購ふに錢票を以てすれば、店主其眞贗を怪み、且つ辨せざるときは、一寸丁稚を彼處に遣はして、之を鑑定さするので、(謝儀は價格百分の一です)先生、諦視其贗造にあらざるを、確認せば、直に其一面に捺印して返付します、此認印は他日其贗造なるを發見せば、我自ら賠償すべしと云ふ義務を證明する者で、各商店は乃ち之を信認して、始めて收納するので、諸君此鑑定先生は如何なる眼力を以て能く之を鑑定し、且つ其鑑定を誤らざらざると思召すか、或は支那人は、伶俐なりと、嘆賞なさるゝ御方もありませうが、此先生は素と錢票贗造社中屈指の先輩でして、既に自家經驗の資力あると、又各贗造家より寄贈一定の謝儀を與ふせし贗札及其説明の參考あるとを以て、日々其卓上に雲集する許多の錢票を能く鑑定し得るので、眞贗對比異同如何を點檢して、同は則ち贗とし、異は則

清 國 商 話

ち眞とするのです、此れ贋に由て眞を判つ新發明の良法と申さなければなりません、且つ夫れ紙幣贋造の事たる大に商事取引の安寧を妨害するを以て、清國政府も嚴刑之を待つと雖ども、古來の遺風として其商政には自由放任を主義とし、此等の部分には嘗て例應の監督なきより當路の有司も特に介意せざるものゝ如く思はる聞く所に據れば嘗て或る贋造者が錢舖の偵察に由りて官府に逮捕せられしとありしが、有司究問して曰く汝何を以て能く彼の錢票を贋造するや、今試に余が面前に於て一個を速成せよと命じければ該犯は僅かに一枚の粗紙と一個の小刀と一塊の豆腐と各色の顔料とを得て、見事にも即席之を擬製贋造したり、有司も之を見て大に驚嘆し、反て其技藝の巧妙なるを稱揚し、單に後來を誡めて直ちに之を放免せりと云ふ、凡そ這等の贋造家は獨り手藝の妙なるのみならず、口藝も亦た巧にして曰く我れ貧家に生れ幼にして怙恃を失し、無頼に人と爲り、家に妻子あれども一藝以て之を養ふに足るものなし、只だ業とする所は錢票贋造にあるのみ、官若し幸に我に一生業を賜へば自今永く此業を廢せん、乞ふ之を諒せよと、此れ實に以情動人の徒と謂ふ可きです、又暴行強迫の輩は白晝自製の贋札を携へ該錢舖に赴き、誇稱して曰く乃公能く之を爲す、汝等若干金を奉せば或は之を中止せん、幾百千萬

清 國 商 話

の贋札善く一朝に成る、乃ち汝等の損害なる勿からんかと、苟も此禍災に罹る錢舖は唯々之を諾するか、否らざれば速かに他の防禦法を講せざる可らずと云ふとて、是等は固より稀有の事に屬し、特に茲に其極弊を擧げたのですけれども、其錢票に贋造の多いは事實にして、彼我授受の際には往々受取人某月日某より請取ると裏書して署名花押するとがあります、此れは他日其贋造たるを發見し又は不通用となりし際、賠償上義務權利の區域を認定する證とするのです、是等の爲め清國各錢舖發行の紙幣は通用未だ數月ならずして墨痕筆跡滿面を汚し、新舊取換をなさいれば容易に辨識すべからざるに至るは吾人か常に實地目撃する所です、凡そ閉鎖せし錢舖の紙幣は五日の兌換期限あれば、其閉店を見聞するときは該紙幣所有人は此期限内に於て該舖に引換を請求するのです、若し否らずして他に交附せば慣例上後日自ら之を償還せなければなりません、前述の外清國貨幣の通用上猶許多の説話あれども、商話第一回以來往々銀兩銅錢等の大義を畧説し置きましたれば、金融の部にては紙幣の御話も先づ此邊に止め、斯より簡短に清國度量衡の事項を陳述致しますが、夫に就て一寸茲に銀兩の差別を申述置きませう、天津地方に於て衛化元資通稱と稱するものは九九二色にて最

上等の銀性を有し、毎箇五十兩内外にて拳形に鑄成してあります、併しながら鑄造店と鑄造年月を異にすれば其分量性質も同一でありませぬ、又山西頭白元寶通稱頭白は十足にて純銀です、其形状分量は化寶に同じく、此二種は大取引に用ゆ、松江銀は九八色なれども近時洋銀にて改鑄せしものが多いから其性質に異同が多い、形状は圓玉を兩析したるもの、様です、重量は毎箇十兩許あります、此外北京小元寶、錢糧子兒、鹽課太師、元寶排子、庫寶、湖北錠、山東寶等各種ありて形状分量も各様にして小取引に補用します、此等銀兩受授の際は品位を鑑定し重量を秤定するのが第一の要義です、

尺度は大清會典に據るに古今の二種あり、古尺は黍の横度を以て一分とし、十分一尺、十寸一尺の十進なり、今尺は黍の縦度を以て一分とし、猶遞次十進にて一寸一尺一丈となる横縦の異度、今尺の八寸一分は古尺の一尺にして、一尺已に一寸九分の差違あり、是に由て之を視れば黍横縦兩度の差を一厘九毛とし、今尺を推定したるもの、如し然れども其源は一定の原器より出でざるを以て無替たるは勿論、極微を以て基礎とし起算したる尺度にあらざれば、數理も正を失ひ、至大に算及するに隨ひ小異も丘積し、所謂毫厘千里の大差を見るは自然の道理です、加之現今清人の

使用する尺度の種類は實に夥多にして、且其製造も至て粗悪なれば、同尺度にても其長短に差異あるを免れず、余の如きは現に之を我尺度に對比するに方り、動もすれば輒ち其門路を失ひ迷霧の裡に彷徨せり、蓋し其地其時其人其物に就て實測の勞を取らざる以上は敢て其定義を宣言する事が出来ませぬ、有名なる英國公使威德氏は其一尺を十三英吋一二五とし、又十四英吋六二五とせり、米人ウヰリアム氏ハ十四英吋二とし、其一里を千八百二十五英呎五五とせり、又た英人ハンチエル氏の説に據るに支那の一度は二百里即ち三十六萬尺とし、英の一里は其二里八九一六に當ると概定せり、其他諸説紛々として未だ定論なきを以て視るも、清國尺度の煩雜なるを證すべし、今茲に逐一其差異を標せんとせば日も亦た足らざるを以て痛く省察を加へ、其主要なる者一二を取て試に我尺度に比較せん、抑も本邦の度量衡も形状相似たるを以て其昔或は彼の國よりの舶載物なりしならんかなれども、今に於て之を對比すれば本邦の方遙かに進歩し、其製作も稍々巧にして、原器の確定せる取引上彼の如く紛雜を招くと少し、所謂青於蓋者ならん、閑話休題、其尺度は木製、竹製、青銅製等種々あり、其一は普通營業用、其二は地學用なり、營業用の尺度は其種類實に枚擧に遑あらず、官尺即ち今尺にして凡そ我か一尺一寸七分餘に當り、

木尺即ち古尺は八折と稱し官尺の八寸を一尺とすれども實は八寸一分ありて凡そ我か九寸五分なり、其他何尺某尺とて地方又は商品に依り専用する私製の各尺は官府の知悉せざるものなれば、方今一般の公認するものは唯だ官尺あるのみ、地學用の尺度は商話區域外として茲に其説明を省くも、清國の一里は凡そ我か五町内外たるとは諸君に於て記憶せられたし、尺度話も亦た茲に止め、此より量と衡に移らん、

斗量は形狀に種々あり、或は我が往時使用せしものと殆んど同形のものもあり、一合より十進にて升、斗となる中には五斗を一斛と稱し、特に斛と稱する斗量あり、即ち五斗樹なり、然れども二斛を以て一石とすれば一石は矢張り十斗なり、斗量も私製濫出品種夥多あれど、其國風として商品取引に斗量を使用する區域は本邦に比して實に狭少なり、日用の米穀酒油類も權衡に由り、米一擔斤酒一斤代金若干と稱し、賣買せり、其本邦斗量に比し差異如何は取引上必用少きを以て未だ精核の對照を得ませぬ、

權衡は清國の商事取引上最も必用のものであります、が必用丈けに又種々雜多の權衡市上に濫用せられ、殆んど得て端睨すべからざるの有様です、茲に私が携帶せ

清 國 商 話

清 國 商 話

し此小秤は重に銀兩受拂に使用するものでして、當初或る清友に囑し最も精核なる者を撰擇購入し内地遊歴中常に之を携へ、銀兩分割仕拂の際には先づ此にて秤量しました、が此秤で十匁ある銀片を旅店に拂へば彼の秤にては或は九匁或は九匁何分として、彼我の秤量管て符合するとなく、常に多少の不足を生じ、一ヶ月未滿の旅行にも三五兩の損失あるを免れんでは、私は多年實地に秤の受拂をいたしました、が、毎度過不足の故障に困難しました、抑も現時清國市場に在て採用する衡秤は地方貨物及店舗に隨て一様ならずと雖ども、或る説に據れば行秤(足百秤と稱す)を諸秤の根本とせり、即ち外國人との取引に重用せらるゝも此秤です、其分銅は一分乃至一錢十分を一を竹製とし、貳錢乃至一兩十分を一二兩三兩四兩五兩十兩二十兩を黃銅製とす、共に二十六個を以て一具とせり、行秤の百五兩は凡そ我が一貫目に相當し、其十六兩の一斤は我が百五十二匁三二餘となる、此外行秤の九十九兩五錢を壹百兩としたる磁秤は多く、吳服取引に用ゐられ、九十九兩三錢を一百兩としたる磁秤は常に穀物取引に使はれ、九十九兩二錢を壹百兩としたる錢秤は重に雜貨取引に供せらる、例して清國商人の取引は豫め用秤を約定するを常とすれば、磁秤も亦た絹布の取引に採用せらるゝものと知らるべし、此四種は重に天津市

場に使用せらるゝものにして、又た庫秤は一名官秤と稱し、行秤の百三兩二錢を以て壹百兩とす、官衙に用ゐらるゝ者なり、此外精秤、潮秤、市秤、京貳兩秤及地名を冠したる諸秤あり、何れも外國商人との取引少なきを以て特に茲に其差異を明示致しません、が要するに清國の權衡は十種十様は愚か、百式千様の種屬あつて、其の之を取引上に使用するの錯雜困難なる、其弊端も亦枚舉に遑あらざる程です、故に日清貿易に従事せんとする者は必ず先づ小心研究せらるべき一要件と思ひます、夫れ受授に輕重の兩秤を用ゆるは國禁たりと雖も、奈せん有司觀察の不行届なる、又其種類の夥多なる、地方及び貨物、店舗等に因て主用の差異ある、往々奸商をして專横恣肆其慾を逞ふし、以て良民を傷害せしむ、然れども彼我相對の賣買は固より合意に成るものなれば、自然の制裁は信用を重じ義利を崇び、商賈は必ずしも之れを以て人を苦めざるも、彼の汚吏が收税に濫用するに至つては、寬嚴取捨其害實に枚舉す可らざるものあり、余嘗て謂ふ、清國政府が其通貨と權度を一定せざるは官吏の俸給を増加せざる可らざる、難題あればなりと、此れは是れ本題外の間話なれども、諸君中或は清國政府が未だ輒く其貨幣權度を規定せざるを怪訝せらるゝ方あらんかと存じ、且つは其國風を端睨せられんが爲め敢て茲に一言の贅評を加へて置きます、

第六回 商品及運輸

商品の聚散、荷造、郵政、關稅、厘金及運輸の景況に就て

前回に於ては清國金融の概況等に就て陳述しましたが、這回は本題の第五及第七部門に屬する商品及運輸に就て説話を試みませう、

却説前回金融の談話に金利の一項を申残しましたから茲に之を補述いたしませんに此の金利の割合も先づ本邦と一樣で、彼の當舖即ち質屋には月三分の最高利があります、這は保管上特に注意すべき貴重品、及嵩高なる粗築物に對し貸付金高少き場合に限るので、普通一般ではありません、彼國にても地方、時期、品質、店舗及客筋に因て異同あれども、概して質利は月に二分五厘或は二分を標準とすれば、我に比し較、低利なる様考へられます、而して利率は強ち金融の緩急に伴ひて上下致しません之は官府の干涉あるが爲めです、試に拙著北清見聞録第一編(天津當舖を播かれなば金融急にして却て金利下るの事實あるを發見せらるべし、又銀行其他の貸付は一に商人の信用如何に因り、二に金融の緩急如何に據り、三に金額の多少と期限の長短に照し、四に營業の安危に準じ、五に從來の慣例等に遵ひ、利子

の割合に許多の差ある猶本邦現時の如く然り、但し抵當貸荷爲換の類は彼國商業繁昌の割合にしては稀少なり、又其貸付の利足も信用貸の割合にしては低廉なり、之を要するに現金取引の稀なる國として資金融通の切迫せざる、又同業組合の盛なる彼此互に金融を資する等蓋し清國商人は其資金に於て既に我より低利の便ありと云ふべし、但し貧窮士民の對手たる高利貸に至りては何處も同じく法外の利息を貪ぼります

却説、是より本題たる商品の御話を申さんに、茲に一々其商品名を列舉し且つ之が説明をなせば、品質嗜好、價格、產地、産額及販賣の景况等、觀縷萬言、日も月も又年も猶足らざるは愚か、實は私にも未だ能く之を詳悉する事が出来ぬ、故に先づ其概略を述べると致しませう、清國に在て商品を賣買するの法は前々回に詳述せし通り、本邦に於けると均しく市場あり、問屋仲買ありて之を賣買授受し、其種類も亦本邦と大差なく、米、酒、油、炭、鹽、紙、茶、綿、吳服、顔料、藥種、菓實、木材、砂糖、水産物、雜貨、肉類等重要の商品たり、就中鳥獸肉類の如きは清國に在ては重なる日用食料にして決して本邦の比に非らず、其始用は遠く、孔孟以前に在りと云ふ、又鹽の賣買は實に盛大なるが這は政府特別の監督に歸し、其製造及小賣相場等夫々其筋の干渉あり、人民は恰

清 國 商 話

清 國 商 話

も嘗鹽稅として鹽商より差出す引稅の外、鹽價の半を政府へ拂ふの形なり、而して彼我條約には本邦より製鹽の輸入を禁ぜし條項あり、今日海外通商互市の時代に在ては實に不相應の規定です、今試に彼國四億萬の人民をして食鹽の供給を半ば本邦に仰ぐものとせば、日清間の貿易に如何なる影響を生ずべきや、我が當業者は曾て之に關心せず、亦た隨て考究觀察するものなく、論難争議するものなく、却て得失上輸出し得べからざるものとして條約の明文すら記憶せざる者が多い實に嘆ずべきこととござります、製鹽一宗最も日清貿易の利害に關係し殊に水産問題に屬すれば、次回は特に此問題を掲げて清國鹽政の實況見聞の次第を開陳いたしませう、

清國も亦本邦と同じく各地特産の貨物あり、山西の鐵、江西の陶器、江蘇浙江の布帛、滿州の毛皮、臺灣の砂糖、廣東の水産雜貨、福建の材木、茶葉、安徽の墨、湖北の筆、開平、雞籠の石炭等は其著しきものにして、國大地濶、天工人藝の同じからざる、産物製品の異なる、枚舉に追あらず、且つ之が爲め各地商工業特有の專業者輩出し、數代繼續するの狀あるは已に商業の部に申し述べたるが如し、然ども此等の點は本邦とても實業習慣上零ぼ其傾向あるを免れません、

吾人の最も注目すべきは清國商品荷造の一事なり、曾て其鶏卵を包裹するを見るに、本邦の如く函詰めとすること稀にして、多くは之を竹籠に收め、必ず其一面を露出し、以て何人にも其鶏卵たるを認識し、運搬の際危険物として特に注意せらしむ、其趣已に妙にして其法亦巧なりと云ふべし、要するに清國の荷造は無上に堅固なる方法備り且つ之を實行すれども此等危険物に對しては獨り之を軟柔にす、古語に柔能く剛を制すと云ふの理を應用せし者と云ふべき耶、阿々、

又清國に在て貨物運輸の便開くるや遠く古代に在り、蓋し地形の然らしむるものでありませう、今其一斑を述べんに凡そ貨物運搬には運搬問屋あり、之に委託すれば一片紙の受取書を以て遠近指定の所にて該貨物を受取り得べし、諺に云ふ南船北車とは南北運輸に水陸の差あるを示すの語にして、北支那地方は廣漠たる沃野千里に亘り、必ずしも水路の便なきに非ざれども概して時々閉塞あれば從て其運輸も多く陸路に由らなければなりませぬ、抑も清國の陸路は南北を論ぜず、曾て久しく官府より改正修繕することなきを以て、崎嶇、凹凸、陋隘、汚潰、險且狹にして通常車馬の能く往來すべきに非らず、故に其道路の益々險惡なるに隨て愈々其車馬を堅牢にするものとす、現今使用する車輦の堅固、騾馬の堅牢なるに由て之を觀る、

清 國 商 話

清 國 商 話

尙之を詳言すれば、清國商人は其道路を修繕するよりは寧ろ其險惡に匹敵すべき丈けの堅牢なる運送具を製出すれば可なりとし、運輸の便利を消極的に採用するものゝ如し、或は之を自家の營業の關係外に抛棄せしものならん、然れども時とし所としては或る種の慈善家自他利便の爲め之を修繕することなきに非らず、橋梁渡頭は通路の最必要物なるに、是亦た其破壊に一任し、時に苟且の修理あるのみ、其最も甚だしきは本邦にて縣道とも稱すべき必要の道路にして、獨木橋を架する所あり、而して其地方の搬夫は巧に一輪車を採用し來々往々曾て其不便と危険とを感ぜざるものゝ如し、渡船私橋も一定の渡賃あるに非らざれば客種に由て過分の苛徴あるを免れず、清國の最北部に在ては貨物の運搬多く駱駝を使用し、彼の蒙古地方より天津に輸送する毛皮等は勿論、口外(長城外を云ふ)貿易は専ら此駱背に依倚せり、馬は騎と耕とに充て、驢は騎と駄に用ゆ、而して車には多く騾を駕す、此騾と稱するは牝馬と牡驢との産にして、其性頗る順良、其力最も強大です、馬牛車の少なきは道路の爲めか、將た車輛の爲めか、車輛の構造、道路の變遷、駄駕の方法等は省て茲に演述いたしません、

水運に至ては、現今は招商局及英米等各國の汽船會社あり、沿海及楊子江に於て數

清 國 商 話

十百隻の汽船を運用し、盛に貨物を廻漕せり、往時に在ても水運業已に開け、其遠洋、近海、長江、大河に使用せし、大小船舶は本邦にて唐船と稱せしもの、類にして、其大なるものは遠く海外に通商し、蓬帆の上下、楫櫂の回轉、進退の活潑、動止の自在、其安全と迅速に至ては多く西洋帆船に譲らずと云ふ、且つ今日に至ても江河の運送は勿論、沿海に於ても或る貨物の運輸は猶此船に由ります、船舶の序に申上げますが、南清殊に閩粵の各海口に舢板シムバンと稱する扁舟隊を成し、解營業等をして居ります、此種の舟人は生來船中に起臥し、船即ち家にして、日常須要の器具は勿論、家畜菜蔬に至る迄備具し、或は曾て之を陸上に需めざる者あり、千百小舟相集り、市街をなし、店舗をなし、生死も水上に苦樂も波間に於てし、殆ど終生陸地を踏まざるものあり、或人云、此族は現政府が明朝を征服せし頃、明の遺民として清朝の下に立つを屑しとせざる者、魯仲連に倣ひ、様を東海に浮べ、義夷狄の國土を踏まず相去て別に此水界を創始せり、且つ此民は戸口稅租の煩なく、去就浮沈風波の間に於てし、世務人事制度の外に在て、恰も脱管の氓の如しと、其說未だ輒く信ぜ可らずと雖も、之が爲め沿海漁業及水運事業の進歩を助けしは徴するに足れり、商品の運輸上入市稅及關稅は須知の一要項なれば、茲に復た清國關稅及厘捐の太

清 國 商 話

畧を述べべし、但し其詳況は曾て商業の部に於て説了したれば、今は説話の順序として、唯其概目を提擲するのみ、業に已に諸君の記憶せらるゝ通り、清國は各開港場に設置ある新關即ち海關の外、國內權要の地に數多の舊關ありて、之を通過する商品に關稅を賦課せり、故に遠地より輸送し來る貨物は内地に於て已に數回の關稅を拂ひ、而して之を海外へ輸出すれば復又海關稅を拂はざる可らず、尙此外に所謂釐金あり、此の制は曾て申述べたる通り、彼の長髮賊の大亂に際し、國帑缺乏なるより、權りに開始せられたる者にして、一市區内にも數個所の本局分卡を設け、來往の貨物に向て苛酷に五厘捐を徵收す、而して舊關厘局の課稅法は不規則千萬にして、關吏の專横恣慾、商旅の詐偽隱蔽、實に名狀すべからず、然れども其商工業の盛大なる今尙彼の如くなれば、清國政府にして一朝是等の稅斂を廢し、若くは其課稅法を改良し、因習の弊實を閉鎖せば、其結果如何ぞや、願ふに本邦の蠶糸業、幸に之に頼て海外輸出入の平均を維持する重要物産の如きは必ず彼と海外市上に於て非常なる競争の末、或は不測の悲境に陥るも未だ輒く知悉すべからざるなり、故に曰く清國は實に我商業上の最好朋友にして、又一大強敵なりと、併し諸君は御安心です、水産物は清國の地位として、其產出種類及數量にも自ら定限があり、其嗜好需用は實に

無限です、於歐我が支那貿易に向て特售特賣の利を專にするものは獨り此品あるのみです、

是より運輸に關係ある郵政電務の景況を畧述しませう、清國の驛傳は兵部の管轄に屬し單に官府の公文を遞送するのみです、而して人民の私信は各地民立の信局に歸し、商事上の通信等は概して此の信局に委託します、凡そ地の遠近に因て一定の送信料あり、發信人之を拂ふと雖ども受信人も領收の際持込賃として五錢乃至貳拾錢の謝儀を給するを例とす、其遞送の遅延は勿論授受も確實ならず、又一封に規定の分量を限らず、所謂目分量手加減にして取扱ふなり、是を以て銀行は爲替等の都合にて特に專使を派遣し往復用を辨ずることあり、是れ商業の一機關たる郵務が未だ備具せざるの致す所です、

電信は六七年以前に在ては未だ其架設あらざりしが、彼の有名なる安南事件より佛國と葛藤を惹起せし際、政府俄かに通信の不便を覺え、倉卒にも全國の都府大邑に建設せり、清國固有の漢字は西洋の文字又本邦の假名の如く字數少なからずして、打信上甚だ煩雜且つ困難なる爲め、毎字123の符號を付し書冊となし、之に由て通信することとせり、然れども余は其綴文の手續及寄信料の高貴なるに一驚

清 國 商 話

清 國 商 話

を吃せり、而して其電信局は純乎たる官立あるも彼の招商局の如き官民合資にして半官半民の會社組織もあり、清國にては輒近此等新規の事業を經營するにも往々半官半民の株式又は合資會社を設立するを例とす、又鐵道の從來開通せるは開平の炭坑に於て僅々數里の石炭運搬用線路あるのみなりしが、近時鐵道開設の議清朝に行はれ、已に一大問題となり、各省總督等の建議答申、次で皇帝の勅諭もありしが、今や人民も稍鐵道運輸の必要を見聞したれば或は故障なく隨時起工せらるべし、天津開平間の線路は已に開通せり、是より天津北京間、而して湖北漢口鎮に達するの一大延長線及北京より山海關牛莊を経て滿洲盛京に通ずるものならん、臺灣巡撫劉銘傳の督辦に係る淡水鐵道は夙に成功し、其他各地方に於て目下計畫中に係るものあれば、最早十年を出でずして清國內地運輸の便大に開け、以て其商業を利益し、以て其農工を盛大ならしむべき歟、

運河は彼の有名なる隋煬帝の開鑿に係る大運河以外、近代の開通に係るものなきは勿論、此の大運河とても汽船航海以來浚渫なく修理なく、目下年々其効用を減少するのみ、

倉庫は商品運輸に至大の關係あり、其構造宜きを得て良好且堅牢なり、各市邑苟も

貨物の輻湊する所、殊に埠頭には各問屋の所有に係る倉庫及貸藏營業者あり、其設置の完備せる亦た本邦の比に非らず、

第七回 製鹽

製鹽の沿革、賣買、干渉及課税等に就て

昨年以來本題を説起し、最早六回にも及びまして、意外の長話に相成りましたが、何分にも毎々申上ます通り、清國一般の風として何事も秘密にして取調の面倒なる中にも其商事は意外に錯雜し、隨て御話も困難で少しも秩序が立ちません、處で素人の私が僅少年月の間聊か見聞しましたにも拘らず、山鳥の尾の永々敷き演説で定めし御聞苦しきこと、存じます、

却説、前回には本題の第七部門、即ち運輸の項まで説き了りましたが、是より第八部門の結論に入り、直に本演題を完結致しますのが順序で御坐りますが、今日は御約束の水産物として本會に關係ある彼の天津製鹽の事項に就き一通りの御話を致しませう、

抑も清國製鹽の由來を尋るに、餘程古きことにして、私の莫逆の友なる小田切氏曾て私と與に俱に彼地に遊學して博く各書を參考し、支那製鹽の沿革等を取調た人

ですの説に曰く、山西名勝記に宿沙氏海を煮て之を鹽と謂ひ以て生人を滋潤す、宿沙は乃ち炎帝の諸侯にして海を煮て鹽を爲り、富他國に溢るとあり、其果して宿沙の手に出るや否や固より信を措くに足りませぬが、支那製鹽の法已に四千年前に起りしとは疑ふべからざるの事實でありませう、又周禮を按ずるに鹽人あり、鹽の政令を掌り以て百事の鹽を共すとあり、支那政府の製鹽に干渉せしも亦周初に起りしを知るべし、又管氏に桓公鹽三萬六千鍾を成し、央をして之を糶らしむ、成金萬一千餘金を得云々、史記に吳王濞海水を煮て鹽を爲り、國用富饒云々とあり、蓋し支那の國たる沿岸線に乏しくして邊隅僻陬の地海を距る甚だ遠く、之を左右に資る能はず、故に沿海の諸侯鹽を製し之を鬻ぎ大利を獲たること推測を俟たずして明かなり、漢の時鹽政は大農丞に歸し、鹽法鐵法并ひ行はれ、弊實甚なからざるが故に、元帝二年の時在官の諸儒多く鹽鐵の罷むべきを言ひしを以て元帝其議に従ひ之を罷めしが、未だ幾ならず用度の足らざるより再び之を復したり、其後桑弘羊治粟大尉となるに及びて天下の鹽鐵を幹し、各自市して相争ひ物價騰起し、爲めに部を分ち郡國を主り均輸鹽鐵官を置きしが、昭帝六年郡國に詔し、賢良文學の士を擧げ民の疾苦する所を問ひしに、皆鹽鐵官を罷むるを願ひたり、私煮の禁も亦此時に起

りしが晋に至り法令に凡そ民私かに鹽を煮るを得ず、犯す者は四歲刑し主吏は二歲刑すとありて更に之を嚴禁せり、唐の時始めて運轉使を置き、劉安其任に膺るに及び専ら推鹽法を用ひ軍國の用に充つ、以謂らく鹽吏多ければ即ち州縣擾ると、故に但産地の郷に於て鹽官を置き、鹽戶煮る所の鹽を收め商人に轉鬻し其之く所に任せて自餘の州縣復た官を置かず、其江嶺の間に於て鹽郷を去る遠きものは官鹽を彼に轉じ之を蓄へ、或は商絶えて鹽盡くれば價を減じ之を鬻ぐ、之を常平鹽と云ふ、官其利を獲て而して民鹽に乏しからず、始め江淮の鹽利四十萬緡に過ぎず、季年には乃ち六百萬緡あり、是に由り國用充足して民困弊せず、大曆の末一歲の征賦入る所を通計するに鹽饒天下大半の賦に當れり、然るに劉晏は獨り鹽法のみならず、久しく他に多く利權を典りたるを以て遂に人に嫉妬せられ讒を被り益死せしが、權鹽の法其宜しきを得て用を利し生を厚ふし官民兩ながら益する所ありしは古今を通じて劉晏に過ぐるものなかるべし、唐末五代の際は鹽禁最も嚴にして官鹽を以て禁地に闖入し貿易すること十五斤に至り私煮三斤に至るものは死に坐し、鈔鹽を以て城に入ること三十斤以上のものは奏裁するの法なりしが、宋の乾德年間詔して之を寬にし罪死に至るものは奏裁せり、元に至りて始めて頒引の法を行

ふ、引とは戸部の照憑行鹽の符信にして部より之を鹽官に給し鹽官之を商に布き、輸鹽の數目を記載し歲周には則ち已に行ふ處の引を收め角を截り部に送り以て稽覈を待ち更に新引を頒つ商人若し此引なければ之を私販と云ひ罪せらる、明は元の制に據り、清も亦明の制を改めず、其際少しく損益する所あるも甚だしき變革なしとす云々、此小田切氏は年尙少けれども才學兼備し、現に朝鮮京城に在る我が領事館の書記生を勤め居りますが、東洋殊に日清韓三國の關係には外交と貿易とに拘らず至て熱心に研究しつゝある人で、私とは同窓の交情同志の友誼がありま、す爲め參考旁々特に茲に同氏の取調を御披露致し置ます、尤も是等委細の調査は去る十九年二月刊行の亞細亞協會報告に掲載されました、北清見聞録天津鹽商の部に曰く、天津城内外の住民にして農を以て業となすもの百中一二に過ぎず、餘は大概商業を營めり、而して商業は鹽務を以て最大となす、夫れ賣鹽の業たる以て大利を射るべし、以て高位に坐すべし、故に之に従事するの徒は衣冠華麗、紳商自居、又常に公衆の尊敬を受くるものなりと、此れ清國に在て食鹽の最大商品たり至重要の水産物たるを見るに足らん邪、夫れ清國政府引鹽を行ふ引は前にも述べたる如く戸部より發する方五六寸の賣鹽鑑札にて上邊には該

部の印章を蓋し憑引做鹽憑引賣鹽の字様を書き、蓋し鹽引を離れず引鹽を離れず又引に憑て税を入る者なり)以來官を設け法を定む、鹽務の官最大なる者を鹽政と稱し、欽差大臣の資格を有す、従前國中に三員の鹽政官あり、一は天津に、一は山東に、一は江蘇に駐在せしが、近時悉く之を廢したれば、今や天津の鹽務は直隸總督の兼轄に歸し、其印章は總督之を保管せり、凡そ鹽商たらんと欲する者は居住と寄寓とを論ぜず、必ず家道殷實なる者にして又富豪の士商之を保證するものなるべし、而して鹽運司衙門に就き鹽引の下附を乞ふべし、此際鹽引の數目を登記す之を掛號(カケガシ)と云ふ、毎引掛號費若干、領引費若干を拂ふの外書吏衙役輩にも各々若干の謝儀を與ふるの例あり、已に引を領すれば直に引地を接收する者にて、直隸一省に百有餘の州縣あり分て數十引地となす各地自ら一定の額引(一縣の額引多きは四千枚、少なきも一千枚に下らず)あれば鹽商は必ず之に準じて熟鹽を做すものなり、凡そ一引地を一鹽商に限るも一商の數地に涉るを禁ぜず、然れども一枚の引は一包の鹽を做すものにて之より増減するを禁ぜり、

凡そ鹽商は其接收したる引地の暢滯例へば毎年五千枚の額引ある地にして實際賣却の鹽二千包に過ぎざる之を滯銷の地と云ふ、暢銷は其反對なり)を論ぜず、一に

清國商話

清國商話

領引の數に従ひ、正課(税金)を上納するの外更に許多の雜款あり、即ち育嬰堂、書院、文廟、義學及擡槍の出費等是なり、今每引育嬰堂費一厘と見積るも五十萬引なれば五百兩の多額を納むるものなり、蓋是れ往時の鹽商輩自家の富裕を負み嘗て仁人君子の行爲に倣はんとて一時の寄附義捐を企てたるものなるか、因襲例をなし弊實交々生じ、斯の如き雜款年を逐て増加し、遂に今日に至ては法律上分擔の義務責任を負ふととなれり、又曩に咸豐三年政府は擡槍を多造し、國庫空乏を告げし當時、天津の鹽商をして其入費の幾分を義捐せしめしが、今に至り三十餘年の久しきに彌るも尙雜款中に擡槍費の一項を舉げ公然之を徵收せり、加之七八十年以前天津鹽務正に興旺し鹽商富足の際、政府人參若干を發して各鹽商に分配しければ、各鹽商は此分當高に應じ右代金として若干の銀兩を奉納せしことありしより、是固より政府の理財策に出でし者なり、遂に今日に至る迄尙雜款中參價の一項を見はずに至れり、蓋政府は其後一切人參を賣與せざるも仍は舊規を株守し恣に參價を追求し鹽商に強ひて納めざる可らざる義務ある者となせり、而して此外猶ほ幣利(カネリ)と稱するものあり、在昔國庫富裕にして鹽亦富足、債を要せざる當時、政府無理にも國庫より銀三百萬兩を發し各鹽商に貸與し、毎年一割上下の利息を要求せしことあり

製 鹽 (沿革、賣買、干渉、課税)

六十八

しが、爾後鹽商の三五年或は十餘年に交替し、未だ嘗て子孫永續するものなきにも拘らず、今に至る迄毎年尙帑利を奉納せしめ、且雜款中帑利の一項は最も緊要にして、若し一朝上納の期限毎年十一月を帑利徴收の期とすを誤つ時は、直に其家を封し其人を囚へて問罪すと云ふ、現在營業の鹽商等曾て此元金を見ずして永遠此利息のみを交付するものにて之を無本有利的の銀子と稱す、蓋鹽商等は當初政府に強られて止むを得ず國庫より若干の銀兩を借用せしも業に已に數十年前に在て元利完納せしものなり、夫れ鹽商斯の如き逆政の下に進退し、猶沈黙之を運司に訊問すること能はざるものは抑々何歟、乃ち自家壟斷の利益巨大なるに由る勿らん邪。

鹽に生熟の區別あり、生鹽とは產地より天津の鹽坨に運送して蓄積しあるものを云ふ、或は之を坨鹽と名け又は坨存と稱す、熟鹽とは坨上蓄積の生鹽を改装せしもの、名稱にして、製鹽の生熟精粗にあらざるなり、天津著名の製鹽地は沿海の地方にして、海岸を去る凡そ數清里の處に在り、一を登善沽と稱し、一を桃源沽と名け、又一を唐兒沽と呼ぶ、而して此三所より産出する鹽を口裡鹽と稱す、是より漸々海に近き地方に於て産出するものは、リヤン、ホキエ 狼河鹽を以て最とす、(外海北塘一帶の地方に産す

るものを云ふ)産鹽の地方を鹽灘と稱し、製鹽家を灘戸と呼ぶ、或は之を灶戸と名く是れ古時鍋を以て鹽砂を熬きしに因れりと云ふ、製鹽の法は一個の池を鑿ち一道の溝を開き、或は溝中數層を設け逐次に閘を開き鹽水を導くものあり、以て海水を池中に引き日光に曝し、乃ち鹽を成すものにして、實に容易の職業なれども、願ふに亦天の時に依らざる可らざるなり、大概毎年春秋の二季に天氣清明なれば收穫多量にして且鹽質佳美なり、之を鹽の豊年と云ふ、若し此際に陰雨多くして鹽を收むる少量なれば其價立りに騰貴す、夫れ鹽商の生鹽を買入るゝや、毎百包錢若干と定め、毎包重三百六十斤の定例なれども、概ね四百斤上下を以て一包に作る者とす、且製鹽者は毎百包別に十包を副え、一百一十包となし賣渡すべきの慣例あり、鹽價最も下落せし時は、一百一十包を清銀五兩、壹兩は我壹圓三拾錢餘に當るにて買ひ得べきも、之に反し最も騰貴せし時は、必ず百有餘兩を出さなければ同量の鹽を買ひ得べからず、故に曰く生鹽に一定の價直なしと、然ども鹽商已に生鹽を坨上を買ひ貯へ、熟鹽を裝成し、引地に至りて市場に小賣する時は、一定の官價あり、鹽商輩をして隨意長落せしめざるなり、且生鹽は鹽商自ら鹽灘に赴き灘戸に就て之を購入して鹽坨に運搬す、其之を蓄積するや、鹽商各其資力の大小に由りて多寡あり、而して熟鹽

を秤るには自ら一定の分量あり、每一包官秤六百斤とす、是の改装には蘆麻繩等を用ひ、必ず堅牢なる荷造を要す、且引地愈々多ければ包装愈々破損を恐るゝ者にして、其熟鹽を包装するには▽形の削子キヤウと名づくる者を以て包内に挿入し、撼搖結實を認めて後之を捆縛し、且繩目に水を注ぎ之をして結緊ならしめ、又別に噴壺、鉤子なる者ありて堅牢の荷造を成せば、六百斤の重量も彼等荷造人に在ては驕轉自在實に羽毛を擧ぐるに似たり、蓋し練習の致す所なり、包装已に竣るを告ぐれば、批驗廳官秤を携へ鹽坵に臨み之を秤量するに、或は一二包を量り、或は毎包を量り、豫め一定せず、凡そ鹽商の姦策は毎包格外の分量を裝ふに在るを常とす、若し批驗廳此弊を查出せば、嚴く管地者を拘定す、管地者は各鹽商の雇に係り、鹽坵を看守し兼て荷造を監督する者なり、一管地者にして二三鹽商の坵鹽を管する者あり、元來熟鹽の改装には多く貧乏人を雇て之を辨理し、別に鹽商自家の番頭を要せずと雖、隨時或は一二の看守人を派遣し、亦管地者に立合検査せしむるものあり、秤量已に完了せば之を送りて鹽關に詣り關吏の検査を要す、是より先き批驗廳の書辨シヤウベンは千字文の字順を以て各鹽包に記號すると同時に一本の小冊子に船戸の姓名鹽商の引名包數及各包の記號を記載し之を運司に呈する者とす、運司鹽關に來り中堂に坐す

清國商話

清國商話

れば、鹽商船戸兩邊に起立す、運司問ふとあれば、船戸跪て鹽商跪かざるの禮あり、運司朱筆を以て隨意に記號の二三字を點出し、委員を派して鹽船上に至り、其點出の記號ある鹽包を掲げ鹽關に至らしめ、一々官秤を以て之を秤量す、運司其輕重宜しきを得るを認めれば、直に之を放ち行かしむ、之を名て造關と云ふ、若し此中に格外の分量を包裝せしものあれば、全數の鹽包を抑え盡く之を坵上に退け、痛く改装を命じ、又當初秤量の批驗廳には相當の處分を受けしむるものとす、夫れ造關の鹽包運で引地に至り、各鹽商其引地の都邑に一大總店を構へ、又各所に若干の支店を設けたり、之を賣るときは已に素性の美質を失ひて、實に醜惡なる鹽味を覺ふ、是れ鹽商輩が米湯、麵湯を鹽中に混入し、熱濕其分量を倍加せしむるに因ると云ふ、其最も甚だしき者は砂土を混入せり、加之毎斤當に十六兩なるべきに、僅に十四五兩を一斤とし、之を賣渡すものなれば、鹽商の利澤は深しと雖も、地方人民の苦味亦想ふべきなり、但地方無賴の徒にして此鹽を買ふとあらば、必ず十六兩一斤に照準すと云ふ、且官法甲引地の人民にして乙引地の鹽を食する者あれば、例へば天津の人にして武清鹽店の鹽を買ふか、或は武清の人にして天津鹽店の鹽を買ふが如し、之を越境の科に處する故に、鹽商は鹽業上必遇すべき自由競争の困難を免れ、所謂專賣の特

権あることなり、今天津鹽商の鹽價税金其他運搬荷造等一切の雜費及衙門各項の
 花費を合算するも尙毎包五六兩の資費に過ぎざるに引地にては實際之を十餘兩
 の高價に賣出せり、鹽商豈に莫大の利益無らん邪、然るに爰に一の不利なる者あり、
 全國各地の銀價一定せざると之なり、一の地方に一の銀價あるを云ふ、此二三十
 年來内部各引地の銀價は天津に比すれば常に貴く、鹽商輩各引地に在て毎年賣拂
 ふ鹽價は概ね紙幣若くは銅錢を請取れば其歸來に際し必ず銀兩に交換せざる可
 らず、而して已に天津に入れば其銀價下落し爲めに損耗すること甚だ甚なからざ
 ると云ふ、且彼等は一家眷族の衣食住に奢侈を極め華麗を事とすれば、一切の用度實
 に多額に達し、鹽商外出必ず輜に坐し且つ多くは頂戴を冠す即ち用錢買官の徒な
 り、所謂外強内弱の情勢あり、鹽商未だ必ずしも富豪ならずと知るべし、
 凡そ鹽商を分ちて二等とす、曰く殷商、曰く累商、殷商は資本に乏からざれば鹽價賤き
 時多く生鹽を買入れ、繩席も亦豫め用意し、船賃も亦低廉を期し得べし、且即刻銀子
 の必要を感ぜざれば其引地に在て銀價下落の機を待ち得べきのみならず、其他運
 司衙門徵税の時も應に納むべきは之を納め、未だ曾て情誼を書吏衙役に求むるの
 事實なければ、彼等も例外に謝儀の要求をなさず、所謂愈富で愈便を益す者なり、若

清國商話

し夫の累商の如きは一切の便益大に之に反し、就中運鹽の時刻を過ち、終に河水に
 封せられ、三冬鹽船の河心に凍着して搖動すると能はざるを見る、是れ資本缺乏、裝
 鹽運搬の時刻を耽悞せしに起因すと云、
 此外官價、納税及私鹽、盜鹽等尙巨細の説話あれども、畢竟北清見聞録の再演に過ぎ
 ざれば、本説話は先づ此邊にて擱置きませう、

第八回 結論

日清貿易の前途に就て

私は清國商話と云ふ題で數回の演述を試み、已に七回に及びましたが、今日は其結
 論と致し、一と先づ商話の局を結ばふと思ひます、願ふに私が箇様な大問題を掲げ
 ましたのは、實に我が支那貿易が本邦水産の上に非常な大關係があるからです、乃
 錫一品でさへも、年々百萬圓以上の輸出がある、毎年日本より支那へ向けて出ます
 總貿易品金額は關稅局の表に據るに清國及香港とあつて、其香港にのみ這入りま
 したる荷物が再び廣東、臺灣、福建等へ輸出せらるゝは若干なるか、判然とはしませ
 んが、今假りに其半を香港より支那内地へ輸入するものとすれば、彼一港のみにて
 四百何拾萬圓と云ふ輸出金高でございます、之に清國と明記してある五百何拾萬

清國商話

清 國 商 話

圓の金額を加へ、一年凡壹千萬圓位海外總輸出高五分一は日本から支那へ輸出するとして、其内四百萬圓許は各水産物の輸出額である、私が本題を掲げて、支那内地商取引上種々の見聞を水産に關係ある諸君に御吹聴致すのも、畢竟は支那貿易中水産物は殊に至大の關係を持つて居るからとです、故に私も本會員の一人として向後益々此支那貿易の問題を講究し、諸君の教を奉ぜんと思存しますが、何分今日の有様ではいかぬ、之を振作し之を擴張するには、其方法として我貿易商は奮て直輸の途を開かなければならぬ、其直輸の道を開くには首として清國の商業、商人、商店、商品金融、運輸の如何等能く其實況を知らねばならぬと云ふ考であつて、前回も清國鹽政の一斑を御話致しました次第で、今日本題を論結するに於ては、何處までも此直輸と云ふこと及其方法に就て、自分一個の意見を述べる積でありました、然るに去頃農商務省にて支那貿易取調の命を奉じ、大坂神戸及函館の三港に出張し、親しく我貿易商即賣込問屋或は仲買人が居留支那商と取引する實地を調査して見ました所が、中々以て今年今月今日は直輸貿易など、卓上の短刀直入論は出來ない、亦出來得る時節でもないと云ふことを今更覺悟致しました、我ながら猶ほ未だ少年客氣の謬見を脱せざりしを慚愧するのみである、是を以て最初結構したる論案、即

清 國 商 話

序言に述べ置きましたる目次とは違ひますが、此結論には只簡短に今日、日本各港に於て彼我取引の實狀現況を御話申すとに止め、殊に今日は大集會にて引續き談話會もあることなれば、悠々たる長演説も出來ませぬから、簡短に一と先づ首尾を付け、餘は拾遺として他日増補談をすることに致ませう、最早反覆七回も談話致したので、諸君は支那一般の商風、即商業の發達盛大、商人の位置、行爲、商店、商人の如何、金融運輸の有様等、概略御案内でありませうが、彼我商業進歩の程度、殊に賣買取引の巧拙、資本信用の多寡等之を本邦に比し來れば直輸の難易成敗は諸君に於ても大抵判定し得らるゝことと思ふ、併し海外直輸貿易の道は早晩是非開通擴張せなければならぬが、偕て一たび内地商業社會の情況を回顧すれば、尙ほ未だ其準備が充分整て居りませぬ様に見受けまます、今各港貿易商賣込取引の概況を述べんに、第一地方、第二商品、第三商店に因て差違あり、大阪と函館と、○屋と□屋と、農産物と工藝品とは勿論、同じく水産物の中でも寒天と昆布とは其取引の方法を一にせぬ、併し之を委曲談話しますれば却て混雜を來しますれば、此處では水産物の賣込に付き、大阪は如彼、神戸は如此、甲店は右様、乙舖は左様と、分析しないで一括にして御話を致しますれば、其御積で御聽取を願ひます、

却説私が此度の調査に於て、彼我重なる營業家に就き、親しく其實際を探見究問したる所で、第一に感ぜしは居留支那商人の仕入方が如何にも甘く且巧みであると云ふことなりし、彼等は日本商人と違つて貨物仕入方が實に巧みなる故、其結果として日本商人が日本の産物を支那へ直輸し之を賣捌く價格より支那商が日本品を支那へ輸入したる方、安く賣り得るとです、凡仕入に必要なは纏め買にして賣買に纏め買、纏め賣と云ふことは非常に損得に關係すること、支那商人は其仕入に當り、十箇持ち來れば十箇買ひ、百あれば百纏めて買ふものなれば、其直段割合に安し、此れ其取引先廣くして、甲地不適の品は乙地に適用するからです、又其仕入品の區域も獨水産物だけ買入ると云ふでなく、摺付木なり、藥種なり、銅なり、乾物なり、何でも手廣買込では手廣賣出します、而して日本商人の方は雜貨商には水産物の取引は分りませぬが、支那商人は何でも取扱へる爲め假令或品で損をしても他の品物で之を償ふことが出来る、即萬屋主義で御座ります、又其仕入不斷にして常住に貨物の賣買をする、之を日本人で見ると、例へば或問屋、夫れは水産問屋であるとすると、水産物には期節がありますから、其期節後は殆ど之が取引を中絶しますから不斷賣買をすることが出来ません、殊に函館でありますと貿易商専門で一

年中賣込商業を仕通すことは到底出来ぬ、支那商人は何でも構はず取引し、各種の貨物の賣買をして居るから、掛引上能く彼是の事情を詳にし、其仕入上にも自ら明るい譯で時機を失せず足元を透さず、操縦自在です、殊に廣東商人(支那商人の中で廣東人は外國貿易に取ては中々勢力あり、廣東は恰も我長崎の如き所で早く外國人と貿易を始めたる港にして、其實は政府が通商條約をなせし以前より西洋人の往來せし地方です)は夙に歐化して居りますれば、其取引の活潑なる西洋人にも優り、又其賣買にも味氣ありと云ふ、例へば貨物に直段を付けるにも、五錢負けさせ様と思つて一錢二錢と少しづつこぎつて負けさせるが如き普通支那人の鑿に倣はず、五錢、十錢、十五錢、二十錢と進退して之で手拍にならなければ、決して買はない賣らないと云ふ様な一寸江戸見の特性がある様です、又第二に感ぜしは金融の便利で、居留支那商人は非常に資本融通が利きます、曾て御話申した通り、彼等の商店は多く組合營業にして、三、四、五、六人の商友其本國に組合居り、該組合の一人日本に來り買出賣捌に従事す、又組合はなくとも各々本國に取引仲間あれば、其輸出品には必ず荷爲替を外國銀行に組むに、其信用の厚きと迎も日本商人の企て、及ぶ所でない、又或る神戸居留支那商は各支那商人の爲に荷爲

清 國 商 話

替を付け、或は自己の名稱を用ひて西洋銀行に爲替を組みます、彼等は此荷爲替金を取らぬ以上は決して貨物の代價を我に拂はざるが習慣である、私が神戸大坂で各清商館の資本を取調べたるに、十萬圓乃至十五萬と云ふのは二三軒で、一萬圓乃至二三萬圓位のものが多いが、輸出貨物には悉皆右様の銀行荷爲替を付する故、其一萬圓乃至十五萬圓之を日本の資本に比し十萬圓乃至三十萬圓の働をなして居る、要するに清商は金融を先きにし、仕入を後にするものと知らるべし。

第三は運送にして、支那人が荷物を積むに其運賃が常に日本人より安い、支那人は貨物を買はぬ先に運賃を約束するの風あり、運賃を是丈けに負けたら、是々の品物を買ひ且積まふと云ふ掛合法なれば、外國船は勿論、日本船に積でも支那人の方が割合に安い、而して一致團結の力の強大にして、攻守操縦の計の巧妙なるは誠に驚く可きもので、且種々奸策を施し、定約以外の貨物を積込み運賃の幾分を逃るゝこと得て亦奇妙である、要するに各其荷物を控へる似爲して先づ運賃を安くし、事纏まれば直ちに荷を買って積込むと云ふ、其活潑敏捷の働は我商人をして後に瞠若たらしむるものである。

第四は商館主人の勉勵なり、日本の商店であると東京は勿論、日本第一の商業地と

清 國 商 話

稱する彼の大阪にても、其主人は多く取引に勞役せずして之を番頭に放任し、親しく巨細の業務に立入りませぬのが普通の様ですが、支那人は如何なる事にて、主人自ら其勞を取り、我賣込問屋に品物の有無迄も毎日自ら問ひ來るのみならず、營業上とは大小となく之を監督するのが支那商人の常習であれば、従て取引上紛議も少なく、何事も圓滑敏捷に行はれて、間接直接の利益が太だ多くございます。

以上の四要點は即是れ居留支那商人が日本直輪商等に比し優り且つ利ある者にして、今日大阪神戸邊に居留する支那商人は概して個様な優技個様な利便があるものなれば、資本も割合に乏しく、營業も割合に拙き我直輪者は理勢上容易に之と匹敵並行することが出来ませぬ、尤も居留支那商中にも下等の輩ありて、我奸商に與みし、不正品の取引を爲し、賣込問屋中稍々信用あるものは之と取引せず、殊に水産物中彼我共に奸策を運らすのは、重もに寒天及刻昆布で、寒天は其取引困難にして動もすれば包裹の外部に良好の品を並べ、其内部には粗悪品を籠め、又たは其結束に蠶を過用して風袋を増す等の通弊あり、加之彼の奸策として、我問屋が西洋人に賣付たる商標付寒天の包莖、洋商は本品輸出に際し之を改裝すればなり、を買入れ、之に不正品を包入し、商標其儘之を輸出して非理の利を占め、以て我が信用ある

問屋の評判を落し、其信用を傷けり、併し其買奸商相交り、利害相伴ふは自然の理數でありませう。

是より我賣込商と交渉取引の概況を述べんに、凡そ取引は現物にして、洋傘、メリヤス、石鹼の如き其他製造物は、時々注文約定しますが、買買契約は孰れも不完全不確實にして之を證すべき約定書類の取交せもありません、只其直段の落合ひたるとき、賣買雙方拍手して之を表決し、各自帳簿へ記入する位にて、更に契約の證據物がない、尤も或貨物賣込問屋では我より賣端書を交付することあれども、是は只某品若干賣渡に付何日に荷を渡すと云ふ丈け記載しあるので、買主から取ることにはありません、且價格の決定は概して見本に據れり、水産物中某問屋の寒天、鹽岐産の改良鰯の二品は商標取引にして實に彼我の信用があります、函館にては水産物の賣買契約に手附金を取る事があるが、他日違約の際之を沒收する權利あるかと云ふと、事實は然らずして破約者は常に其履行期前に於て殆ど手附金額相應の貨物を前取りし居れば、違約處分の時には已に効がない、何處も個様な不確實な契約であつて、何ふして大阪邊の商人杯が能く之と取引して多の貨物を賣込で居るのか、我々素人には容易に分りませぬ、又川口居留支那商人が大阪の賣込問屋連に信用を

清 國 商 話

清 國 商 話

得て居ることは、案外盛にして、其言に合法の契約にて成立つ取引は亦合法の違約に敗れて困る、例へば見本違と云ふ苦情が容易に西洋人に付けられて、忽ち破約となるが如し、而して支那人は之に反して大に商業上の徳義を重んずるより、豫め違約を防禦する契約をなすとを肯せぬ、又實際違約の割合少しと云ふ、今茲に新しく清商と取引するものありて、約定の印として書付を呉れろと云へば、彼は私に賣て置けば間違なしと云ふて之に應ぜず、終に其習慣を成したのであります。

貨物受渡には見本違の苦情最も多し、而して此見本違にも無理ならぬ苦情あり、是れ必竟問屋或は仲買が不正をなすものにして之を公平に局外より見るも支那商人のみ悪しきにあらず、例へば見本は十圓の品にして受渡に八圓の品を以てするが如く、之が爲め苦情を惹き起すなり、且水産物は他品と違ひ第一産地に由て品位を異にし、又同産地なるも製造人に由て差違あり、而して其荷造不完全にて製造の改良行き届かざる故、最初少許の見本で約束しても、後日約定丈け多數の品物を渡す時、見本の如きものゝみ揃へることが出来ません、現今では互に譲り合ひ幸に大差なければ無事に受渡するを例として居ります。

却就水産改良と云ふとに就て兼て聞及びし所では、改良しても之に要したる費用

大け高く支那人が買はぬ故改良倒だと云ふとで、實は迷惑して居りましたが、今度幸ひに支那居留商に出逢ひましたから、此とに就き問ひ試みました所が、彼が云ふに改良すれば品質が善くなつて其取引も便利なれども、貴國人の改良には感服せぬ、何となれば、貴國人は其氣質として急激に失し、改良とさへ言へば徹頭徹尾改めるの風なり、凡商品就中食品の需用は漸を追ふて増加し、其品質價格に急變動なきを要す、今其品質を改良したからとて、俄に其價格を暴騰せば却つて需用者の満足を買ひ其使用高を増すことが出来ぬ、殊に敵邦人は慣行を貴ぶ方なれば、改良するにも特に注意せざるべからず、我々は多年日本に來て居る故、改良のとも能く知て居りますが、其改良品を高く買て本國へ送つても、夫れ丈け高く賣れぬから、其改良に相當した直段を拂ふことが出来ぬと答へたり、此れは如何にも尤な話と思ひますが、本會などにも宜く注意ありたきことです、又受渡に於ける第二の苦情は權衡のとであります、此權衡は大坂神戸に居る支那商館中にも各種あれば、之を取引するものは川口何番の秤は重又輕と云ふことを熟知して、豫め貨物の賣價を加減せざるべからず、且其秤量にも寛猛あれば、實地受渡に臨では問屋は極めて其斤量を争はざるべからず、總て苦情は双方互に譲り合ふを慣例とすれども、十中九ま

清 國 商 話

清 國 商 話

では我、彼に譲るものゝ如し、又受渡期日は一定しあれども、是も先づ支那商人の都合次第で、荷の引取をなせり、カンカン料是は秤量しないでも取引金額百分の五厘とか一分とかを特に彼に贈與せり、水産物などは五厘が普通なれども品物に依ては一分もありは秤量手数料としては無理ならざれども、石鹼の様な秤量を要せざる貨物の取引にも之を課するを以て視れば實に不正の出金たるを免れぬ、要するに日本の支那貿易は彼より先を掛けられ、無餘儀之に應じたるものにて、某品を賣らぬか買てやらうと云ふのが起因なれば、其取引法も多く向ふ任せになつて居る、向ふから仕掛けられて始めて賣込屋も出來たので、詰り支那人が來てから支那貿易が開けたのだから、向ふが先で、カンカン料の如きは月謝として上納するのでせう、噫、

支拂は現金を名とすれども、其實現金でない、普通早くて三四日、遅ければ一週間乃至十日或は十五日の延拂なり、大坂神戸等にて始終取引する問屋へは多く後注文まで延ばし順滞りになせり、即ち前回に買つた代價は次回に仕拂ふと云ふ様な風にして、現金を直ぐ渡すと云ふことは先づ御座りませぬ、去迎受渡の際には取引の外別に受取書も無きことなれば、不慣者は之を危ぶみ、約束手形然たる證書を請求す

清 國 商 話

れば彼れ之に應ずるも、彼は之を口實として一層遷延するの状あり、又幅幅傘取引の支拂に今拂はぬ、其代り手形を振出すとて我國立銀行へ宛てたる振出手形を交付することあり、併し此手形は支拂期日前に割引を請求しやうと思つても、其銀行へは商館からの預金がないから之に應じない、蓋し此は賣込商氣休めの爲めに出た一時の權謀である、又寒天代價の仕拂に至ては支那商の狡猾なる實に驚くべきもので、一旦直段を極め己に取引を完結せしものを、本國へ送り若干の損失ありたりとて、次回の仕拂に臨み、特に苦情を唱へて幾分の割引を請求することあり、此は自業自得として打捨て、取合ねば宜いのに、彼獨り損をしては向後の取引に困ると云ふ婆心か、將た我商業家風の御愛嬌か、終に之を割引して計算せり、人を厄に苦むる不仁者をして其不仁をなさしむるは、我が弱點にして、彼が取引上に跋扈するも故あること、次は賣買價格のことなるが、此價格を定むる標準は種々あり、すが、詰り支那人に左右せられるので、一として真正なる需用供給の作用に依るにあらず、直接需用は居留支那人なれど、其本國市場に於ける需用供給の程度、即ち實際の景況は得て審ならざれば、僅々十人なり二十人なりの居留商人が付與する直段を待つて之を上下するので、誠に墓なき直建と申すべし、諺に云ふ娘一人に婿八

清 國 商 話

人、今日は賣主多き割合に買客少なければ、勢競て販り争て賣り遂に其直段を賣崩せり、追て上等清商が新に澤山渡來するか、又は直輸の途でも充分開けたなら、實地需用の景況も、彼我双方の通信往復にて分明し、自分の貨物の價を自分の腹で極めると云ふ運になりませう、又當業者の奮發に由つては、今日とても容易に之を詳悉する方法がありませう、要するに賣込商其人を得ると否とは大に我が貿易品取引上權利の伸縮に關係し、併て貿易の盛衰消長に影響するものなるが、大坂の賣込商には往昔以來の大問屋もあれども、近來輩出の分には才取仲買人位の者多く、自ら問屋の稱を冒して居れど、困るのは第一資本が乏しい神戸函館には儼然たる問屋は殆ど一軒もありませぬ様です、荷主が地方より荷爲替を組むにも問屋の如何は銀行の信用に關すれば、貨物聚散上神戸などにては始終不便を感じて居ります、神戸は本邦第二の開港場にて舟積の便利も宜いが、大坂に比すれば貿易品の取引常に稀少にして、關西の貨物は過半必ず先づ大坂に入ります、之れ問屋の信用、不信用、勉強、不勉強、倉庫の完全、不完全等に起因するのです、凡そ賣込問屋營業に必要なものは取引上公明正大にして、薄利從事熱心專業、一方には務めて荷主の便利を謀り、或は之を勸誘し、或は之を刺衝し、他の一方には廣く清商に取引し、或は其信用を得て

之を優遇し、或は我智勇を示して強硬主義を取り、操縦自在、獨立特行の運動なかるべからず、然るに前にも申述べた通り、或支那貿易は彼より先んぜられ、買て貰ひしが開始なれば、何分今日に至るも其取引上種々師弟的恩義が、主客的賣買に混和し、知らず識らず其義務のみを伸長して、其權利を縮少したるものゝ如し、蓋亦商業上貧富智愚の差ある邪、

之を要するに、今日我各港に於て清商との取引は不公平不確實なるもの故、之が改良(其方案は別に演述すべし)に従事し、對等にして確實の取引の出來ぬ内は、自ら進で直輸貿易を開通せんとするも、其擴張は覺束なし、尤も現取引法改良の一手段として、は彼地需用の實況視察、旁々案山子の直輸の途を塞がず、否な、漸次之を盛にするも可なり、私も實は今日只今より是非進取主義にて、直輸出を盛大にせねばならぬと宣言したひが、奈何せん我が現在の商人商品では暫く退守して、内は製品の改良より其取引の進歩、即ち賣て遣はす買てやれといふとの出來る地位に達せしめ、外は以て他日進軍攻城の策を講ずべしと覺悟せり、兵法に曰く、善戰者先勝而後戦すと、

今少し時間もありませんれば、序に直輸出準備として、曾て存寄りし二三の事項をも

清 國 商 話

清 國 商 話

茲に述べ置きませう、

却說他年愈々直輸出を擴張し、且之を盛大にして、苟くも日清貿易の一大利權を回收せんと一定せば、其準備として、今日の急務は官に在ては間接又たは直接に荷爲替の便利を興へ、其金融を資け、汽船の航路を増加し、其運賃を廉ならしむる等、獎勵誘掖の貿易的經濟政略を講じ、又之と同時に彼我條約(此事は他日詳述すべし)を修正し、領事其人を精撰する等、重きを清國通商に置くこと、善隣的外交政策を畫し、民に在ては支那語學を講習し、實業家の子弟を派遣して、彼一切の商狀を熟知せしめ、或は我商品見本を輸送して、陳列、贈與、試賣、廣告の方法を設くる等、孜孜々々、専心之に従事するに在り、諸君も夙に看破せらるゝ通り、今日我國の民度、殊に富の度として、海外貿易、就中支那貿易を放任しては、到底容易に彼の商業の獨立したる、經驗に年所ある、資本の富裕なる、熟練に上達したる、大膽なる、勤儉なる、辛抱強き支那商人を、追撃するとは出來ぬ、退治することは出來ぬ、攻陥占據することは出來ぬ、左すれば商權回復の凱歌は終に我々一代に於て之を耳にすることは出來ぬ、實に慨歎の至りに堪ぬではありませぬか、

題外

水産胃病の説

私は當水産會で毎度演説致しますものですが、今日は茲にも掲げてある通り、實に奇怪極まる演題で御話を致します。此演題には諸君も定めし奇怪の思をなされませう。現に之を演説する私にも甚だ新奇千萬なる演題なることを覺悟して居ります。抑水産胃病と云ふ極めて新鮮にして未だ曾て鹽せざる此の生語：：熟字の反對は誰の新發明に係るやら、特許公報にも未だ曾て見えませんが、或は鹽鱈でも餘計に食て胃病を起すの語であらう、或は水産會の演説は兎角水つばいから、演者が多く水を飲で留飲を起し、遂に胃病になると云ふ、敬之が商話、否、笑話であらうと早推諒せられた御方も御座りませう。否々、私の水産胃病説は吾人が水産物を馬食し、又は水を牛飲し、爲めに胃病を起すと云ふのではなくして、我が大日本帝國が今年今日水産胃病に罹て居る、即ち胃病患者であるから、我々本會員は其治療法を講究せねばならぬと云ふ御話を致すのであります。尤も私、國粹的醫學者でもありません。ぬけれども、常に久く人躰胃病を煩つて居りますから、其經驗上聊か國粹的水産胃病の診斷及治療法を會得して居ります。凡そ胃病と稱する者は座して過食し、之に

應ずるの運動をしないから發すると云ふとは、今日我々素人の一般に認識する所ですが、蓋し夫に相違ムりますまい。而して其胃病を治療するには一は洗滌法を行ひ、一は通じを付け以て之を調養します。私は我日本帝國は實に座して水産物を過食、即ち過分に殖産し而して之に應ずるの運動、即ち充分之を海外に輸出販賣せざるより、各種水産物は腹中、否、國內に停滞し、秘結し、消化せず、腐敗して、恰も吾人の胃病に於ける如く、將に大に其健康を害せんとすと診察す。故に此國躰胃病を療治するには尙ほ人躰胃病に於ける如く、彼の洗滌法を行ひ、通じを付けるのが必要であらうと思ひます。諸君も御承知の通り、本邦は非常に水産物の收獲が盛な國で、餘り盛に過ぎて或時は其捨場がないといふ位で、何時も困難して居る、即ち日本帝國は脹滿の姿で、水産物が腹一杯に充塞して、消化が悪く、通じが少なく、苦悶嘔吐の症なれば、之に對する治療法の一なる胃の洗滌法は先づ水産の改良である。此改良の效益は特り生産者の利のみならず、荷造上取引上の便なる、日清貿易家の信用を得て、大に其輸出額を増進し、國利民福、即ち消化を善くし、穩通速下、健全無病にして、心廣く躰寛になりませう。併し本會に於ては從來本會の傾向として、製造や漁撈などに就て、何時も改良説がありますれば、最早胃の洗滌説は充分なりとして、私は専ら通

清 國 商 話

じを付ける一法のみ御話致します、帝國の水産胃病に向て通じを付けるには、一つの捌け場がなければなりません、今年幾百萬圓と云ふ帝國の水産物を需用するのは何國かと云ふと、支那であります、毎度申す通り支那では、水産の胃病どころではない、其國の産出殊に稀少なる爲め、其人民の嗜好甚だ般にして、殆ど我水産物に嗜り付く様な食慾渴望を有して居ります、一方では水産物に餓渴して居るに、一方では水産物で腹が膨れ、河豚同然なる有様で、居ります、そこで其捌け場を支那と定めます上は、商賣……貿易と云ふ方法を採用し、即ち灌腸を行なはなければなりません、本會の如きも獨り製造とか漁撈とか云ふのみ講究するでなく、貿易……販賣と云ふ方にも力を盡さなければ、幾許漁撈しても、幾許製造しても、益々帝國の胃病を甚くするのみにして、到底全快は覺束ないと思ふ、支那貿易の事項に付ては曾て清國商話の題下で七八回も演説致しました、又昨年大集會の節も述べて置きました、故今日再び述べなくとも、大概御分りでありませう、

私は今日強て水産直輸貿易を主唱する者でもなく、亦排斥する者でもありません、日本入港に坐つて居て水産物の販賣を擴張するにもせよ、支那十五港へ行て其販路を擴張するにもせよ、現時の有様では我水産々出の割合に其販路が開通しませ

清 國 商 話

ぬ、丁度人が室内に坐つて食つて居て、少しも門外の運動をしないのと同じ道理で、私が所謂水産胃病は却て益々甚しくなり、遂には慢性となり、截斷法でも特に發明しなければ容易に癒えなくなつて仕舞ふから、此貿易如何は日本今日の最大緊急問題として、諸君の議定あらんとを冀望するので、從來我が各港に於て我貿易家が居留支那商と取引する實況と申したら、どうで御座りませう、又日本商買が彼國の港口に於て彼地貿易家と賣買する形勢は如何、今日の日清貿易に於ける商權は、支那商人に掌握せられ、我が「チャンチャン」と輕じ、アチャと蔑にする所の支那人は、我貿易市場に於て、日本人を叱咤し、睥睨し、願使して、自由自在に我國産の市價を左右するではありませぬか、我商買は我貨物を賣て遣すにあらずして、買て貰ふなり、賣買の契約は實に不確實なり、荷渡の苦情は常に免れざるなり、「カンカン」は彼の手にあり、支拂は彼の意に任す、實に憐れ果敢なき有様です、

抑我國の通商貿易は開港歴史上受動の位置に立てり、因襲の久しき慣を爲し、例を爲し、今や一朝にして能く其取引を對等ならしめざるも、本會の如き支那貿易に一年四百萬圓の貨物を供給する、實業者の關係ある義團にして、徐ろに此貿易取引の利害得失を購究し、官民の間に交り、對外の商容を唱議するあらば、或は坐賣に、或は

行商に取引法を改め、輸出額を増し、彼に便し、我に利し、遂には私が所謂水産胃病も全然快癒致しませう。

今日直輸に於て日本商人が支那商人と並行することが出来ぬと云ふのは、第一運輸のことです。支那へは日本郵船會社の汽船も参りますが、日本人が日本の貨物を日本船に積むにしても、支那人より掛引が下手で、且つ數量も少ないから、郵船會社に於ても、自然支那人の荷物を割安く積みます。又第二には荷爲替です。支那人は西洋「バンク」に信用がありますから、輒ち爲替に依て荷物を買ひ、且つ送つて居る。日本の商人には多く此金融の利便が得られません。日本の銀行は支那各港に取引がありません。第三は倉庫です。日本人は彼地に品物を持つて行つた所が、日本人の倉庫が無き故、其庫敷料は自然支那人より高くなる。此外仕入販賣の巧拙、商店資金の如何等に因て、日本商人の賣捌く貨物の直段割合に高くなり、容易に支那人と對抗することが出来ぬ有様です。仕入の如きは日本商人が日本の製品を日本にて日本人から仕入れるから、幾らか長じて居ようと思ふのが當然ですが、實際は然らずして、支那人の方が仕入が上手で、好き物を安く且つ多く仕入得ると云ふ、誠に妙な有様で御座ります。此等の點も自今深く研究したならば、必ず其効果を収めまして、坐つて

清 國 商 話

買ふにしても、行つて商ふにしても、彼我貿易上夫れ相應の利益があらうと思ひます。要するに私が水産胃病の説と云ふものは、我大日本帝國が現に水産不消化の胃病を病で居るから、該病專科醫たるべき本會は一方では胃の洗滌法即ち製品の改良法を議定し、他の一方に於ては通じを付ける、即ち貿易の途を洞開全通するの手段を講じなければならぬ。此の日本帝國の水産胃病の點に於ては、本會は主治醫者である責任があります。醫者の責務として一日も早く此の胃病患者を癒さなければなりません。直輸貿易の方便に就きまして、本會の如きは後來、或は官府或は實業家をして、運輸、荷爲替の法を設けさせる様にするとか、又日本で坐て賣るにしても、其取引をして對等の位置に進ましむる方法を立る様にすることが、國利民福上將さに計畫すべきの急務です。私は本會に於て將來速下丸、又は穩通丸とも名づくべき汽船を造らせまして、運動の便を與へ、或は支那貿易の元祖とも稱すべき精錡水の本家岸田吟香銀行翁の如きものに、荷爲替の良藥を發明させ、以て我が水産胃病を療治するが必要歟と思ひます。

問題は奇にして、談話も少し不潔に涉りましたが、我國水産に胃病の比喩は至極恰

題 外 (永産胃病の脱)

九十四

好と存じます日本の水産は豊稔である萬作である豊年萬作も之に處するの道を講ぜざれば凶歉に均しき災害あり慈善と利益の目的を以て東海有溢の福祿を南山無疆の壽老に分ち大便通じ飢渴醫するは誠に目出度き結構な事の積で特に今日の大集會で御話し申しましたのであります

清 國 商 話 終

清國商話集付

明治二十八年八月十五日印刷
明治二十八年八月十九日發行

定價金貳拾錢

著 者 兼 發 行 者

仁 禮 敬 之

東京市芝區南佐久間町二丁目五番地

印 刷 者

山 本 鏝 次 郎

東京市京橋區西紺屋町二十六七番地

秀英舎々員

印 刷 所

株 式 會 社 秀 英 舍

東京市京橋區西紺屋町二十六七番地



發 行 所

合 名 會 社 經 濟 雜 誌 社

東京市京橋區彌左衛門町七番地

合名 經濟雜誌社發兌書目廣告

●故文學博士中村正直先生序 ●經濟雜誌社編輯

日本社會事彙

大本全二冊 定價金拾六圓

此書は國初より明治の今日まで政治、制度、法律、理財、商業、工藝、風俗等、百般の沿革を統記し、題字を五十音に分ち索引を備へ、且つ圖書挿入せし、國家無二の寶典なり

●田口卯吉君序 ●經濟雜誌社譯

泰西政事類典

中本全五冊 定價金八圓

右は原名「ポリチカル、サイクロペディア」と題し、英國ヘンリー、ゲイ、ボーン氏の編纂に成るものにして行政、經濟、財務、商業、法律等より實際上の諸項に至るまで、羅馬、希臘の往古に溯り、今日の現狀を審み、原委沿革を歴叙し、政治の事項殆んど網羅して、遺す所なき良書なり

●田口卯吉君著 ●中根淑先生跋

日本開化小史

全六冊 定價金七拾五錢 郵送料金八錢

右は日本開關の始より戊辰の變に至る迄政治上社會上及人心上に顯はれたる事件を記載したるものなり

●金谷昭君譯 ●小池靖一君跋

古代商業史

全一冊 定價金四拾錢 郵送料金八錢

右は英國セームス、ウヰリアム、キルバート氏が愛爾蘭地方銀行の「オールドワールド」支店の支配人たりし時「オールドワールド」の文學會に臨みて講述せし者にして古代、埃及、希臘、タイル、ガルセ、及び羅馬の商業を詳述せる書なり

●會計検査院部長大野直輔君序 ●帝國大學卒業生杉中利平次君著

致富要論

全一冊 定價金貳拾錢 郵送料金貳錢

右は經濟の術、貯財の要法を論ずると適切に、我國民の貯財に乏しきと歐米の富有なるとの原因を對照する事詳細に貧窮の弊害を排し、獨立致富の因縁手段を指示すると簡明にして切實なる書也

●文部省檢定齋尋常師範學校及び尋常中學校教科用書 ●島田三郎、小池靖一、末廣重泰三君批評 ●田口卯吉君著

支那開化小史

全一冊 定價金七拾錢 郵送料金拾錢

此書は支那本部全圖、七國地境圖、漢楚の形勢圖、及び三國分割之形勢圖等を挿入し、支那開關より明末に至るまで社會大勢の變遷を記し、治亂興敗の原因結果を序述せしものなり

肥塚龍君序 ● 田口卯吉君著

日本之意匠及情交

此書は今日の演劇、音曲、文章、工業、風俗及び情交に於て改良せざる可らざる所あるを述べたるものなり

● 故石川映作君述

米紙幣交換始末

此書は米伊兩國の紙幣を増發せしより兌換を行ひたる後迄二國に發せし經濟の現象を詳記せる者也

● 徳富猪一郎君著 ● 諸大家序跋

五將來之日本

右は我邦の將來は軍隊組織の境遇を一變して生産的の境遇となし貴族社會を一變して平民社會となし暴動的の運動を一變して平和的の運動となしとるべしとるべきの道理を説明し新日本の眞面目を描出したるものにして第十九世紀新日本の治安策と云て可なるべき書なり

● 米國哲學博士ラルテッド君述 ● 同志社教授浮田和民君譯

三經濟學之原理

全定價金五拾錢 郵送料八錢

此書の著者ラルテッド氏は米國エール大學教授長ウルツの高等にして十八年間京都同志社に於て經濟學を教授せらるる學士なり氏の經濟學上に於ける意見は正に是れ舊派にも偏せず新派にも僻せず公平中正の主眼を取るものにして此書は特に日本學生の爲に著述せられ其列學する所の事實専ら日本の實例に係るものなれば我邦に於て經濟學を學ばんとする者には最も便益なるものとす

● 田口卯吉君序 ● 片山平三郎君譯

寶氏經濟夜話

右は米國有名の經濟學者フオーセツト氏の夫人が童孌婦女に解し易き體給語を入れて朝比奈巡島記の如き面白き物語を以て自由貿易主義なる經濟の大意を解きたる書也

● 大島貞益君譯

斯者貨幣說

本書の論ずる所は貨幣の起原及び其沿革、歐洲諸國の幣制、單複本位の争等より紙幣の必要、其發行の諸準備法、銀行手形の原理、紙幣手形の濫發より來る恐慌の救正法等に至り貨幣の變遷に於て紙幣大體の所なき長書なり

● 英國博士ケルンズ氏著 ● 伴直之助君譯 ● 田口卯吉君校閱 ● 放文學博士中村正直君及會計検査院部長大野直輔君序 ● 文學士瀧田健次郎君跋

再訂正經濟學要義

全定價金四拾錢 郵送料八錢

● 田口卯吉君著

新史海日本之部第二

此書は史海第十卷より第廿七卷までに掲載せし日本の部を編纂したるものなり

● 小池靖一君譯述 ● 杉中利平次君筆記

再英 國金融事情

右は原名「ロムバート、ストリート」に題し倫敦經濟雜誌記者故ウカトル、ベイシホット氏がロムバート街の實況に就き英國金融の事情を詳述し英國銀行仕組の脆弱なる點を指摘して之を論議し且自家の考察を述べて之を救済するの策を立つるものにして議論痛快事理明瞭顧る世の高評を博したるの書也

● 田口卯吉君序 ● 兼竹孝太郎君纂譯

本位貨幣論集

此書は本位貨幣本位の得失に關し貨幣學に最も著名なる歐米諸大家の論議を纂譯せる者にして讀者若し此書に就て兩派の論する所を咀嚼玩味せられれば此大問題を講究するに於て大補ありん

● 故精神植田榮君著

日本森林小言

全定價金二三錢 郵送料四錢

續 經濟策

右は現時日本の財政、銀行、商業及び其他の制度に關し主義の誤まれるを駁し且改良の方法を述べたるものにして既に其論旨の行はれたるもの極めて多き書なり

● 法學士持地六三郎君譯述 ● 兼竹孝太郎君跋

經濟學評論

右は米國エドワード、グラーク、ラント氏の著にして現時經濟學が世人の不信用を蒙むる状態より説き起し其原因を説明し舊學派の方法を専述し次に新學派の論旨を逐次察宣し終に現今經濟學者は研究方法の論争を止めて専ら目下切迫せる幾多經濟界の實際問題の解釋に従事すべき論決せるものなり

● 田口卯吉君著

再史海日本之部第一

此書は史海第一卷より第九卷までに掲載せし日本の部を編纂したるものなり

全定價金三拾錢 郵送料四錢

此書は森林の粗生産、氣候、流水、地質に及ぼす影響大なる所以を説き次に我邦林政の隆衰して振はざる所以を論じ終に之を救ふの策を概論せしものなり

●英國マクレンオッド原著 ●金谷昭君譯述

銀行

論

全一冊
定價金七拾五錢
郵送料拾貳錢

此書は銀行學、用語、釋義、價格、貸付、信約、銀行の原理、爲替、銀行業務等を哲理に基き實際に徴して簡約に而かも明晰に論述せしものにして銀行學を研究するには最も適切なる者也

●松本邁君譯述

銀行事務法例

全一冊
定價金廿五錢
郵送料金四錢

右は有名なる大英國スミス氏の原著にして、英國銀行並に其他諸銀行の組織、性質、事務の大概及び其法律、慣習、實際の要旨を説き其間小切手の作用、交換の方法等を論ずる者なり

●自賀田右仲君編輯

大日本國立銀行一覽表

定價金五錢
郵稅金貳錢
五枚送貳錢

本表は全國百五十有餘の國立銀行開業、又は官名銀行及合併等の年月并に現在の位置、資本金、積立金、發行紙幣、頭取、支配人姓名等に至る迄詳細表示したるものにして、銀行家は勿論其他商も銀行に關係せらるる者には坐右欠くべからざるものなり

●東京市會議長楠本正隆君序
●前東京市會議員伴直之助君著

東京市水道改良意見

全一冊
定價金八錢
郵稅金貳錢

右は本市百三十萬人の安危休戚に大關係ある給水排水の事を切論せる時事論文なり

●前日本銀行總裁富田鐵之助君題字
●丹羽豊七君編輯

英國バツタの跡形

全一冊
定價金貳拾錢
郵送料金貳錢

本書は英國金融の由來を摘譯編纂したるものにして付するに詳明なる英國に於ける五十年間金利高低の表を以てせり

●海野力太郎君著

野線學

全一冊
定價金廿五錢
郵稅金四錢

右は海野力太郎君の創始に係る一種の新學派にして各種の野線學を施して世間百般の記事を分明ならしむるの方法を詳論せるもの也

●田口卯吉君序 ●根岸兎三郎君跋
●海野力太郎君編輯

簿記學起原考

全一冊
定價金六錢
郵稅金貳錢

右は海野力太郎君が歐米諸大家の著書に就て新學の起原及び其沿革を纂譯し簿記法を學ぶ者の便用に供せられしものなり

●米國ハスニル氏原著 ●海野力太郎君編述

元帳ノ切の圖

彩色摺全一冊
定價金三錢
郵稅金貳錢

右は元帳ノ切の法を細かに圖解したる米國有名原著「パランスチャート」を翻譯したるものなれば簿記を學ぶ者には甚だ有益の表なり

●文部省檢定濟高等小學校教科用書
●藤尾録郎君著 ●田口卯吉君序

實地家計簿記法

全一冊
定價金貳拾錢
郵送料金四錢

此書は唯朝夕數字をだに記入せば一家の出納細大漏さず之を明にするを得せしむるものにして公私の學校生徒は固より官吏會社員農工商に論なく凡そ一家を経営する者は必ず購讀すべきの要書なり

●文部省檢定濟高等小學校教科用書
●藤尾録郎君著

實地家計簿記法例題

全一冊
定價金拾錢
郵送料金貳錢

右は前書家計簿記法に據り記入法を習學せんとする者の爲に例題を設て其標準を示したるものなり

日記帳

郵稅金六錢

元帳

郵稅金六錢

費用仕拂帳

郵稅金四錢

但右三帳を一冊に纏めし時は郵稅六錢
右は前書家計簿記法を實用なされ候方は勿論又同法例題により簿記法を習學なされ候女學生諸君其他一般に簿記を習學せられんことを方々の御便利の爲めに調製せしものにして此三帳あれば一家の經濟を容易に整理し得べく若くは容易に家計簿記法を習學することを得べき極めて重寶なる帳簿なり

●伴直之助君編

英日光案内

全一冊
定價金拾五錢
郵稅金貳錢

此書は日光山境内及東京日光間鐵道細圖を挿入し詳細に日光の勝地を解説したるものにして日光諸山の海面よりの高さ何尺云ふまで分る面白くして有益の袖珍書なり

●經濟雜誌社釀刻

群書類從

四六形洋裝美本
全一冊
定價金三拾圓
紙數二萬一千頁

本書は誰れも知れる如く二千年來學者の偉人堦保己一の編纂する所にして我が邦の逸書本書に於て殆んど網羅せり實に空前絶後の一大珍書なり

●英國 モシグレチアン原著 ●故燧峨 正作君譯述
自由保護兩黨活劇史
此書は當十九世紀の初より英國に設物條例なる者あり大に勢力を有せしものば遂に國內に之を不可とする者も之を可とする者も之の兩黨派を現出し各々論陣を張り激論争せし顛末を記せしものなり
全一冊 定價金五拾五錢
郵送料金四錢

●德富猪一郎君序 ●田口卯吉君演說
再條約改正論
右は往年條約改正論沸騰の秋に際し當時最も驚々たりし内地雜居の利害、憲法違背の有無に付諸々々として説き起し條約改正の斷行せざる可らざる所以の理由を論述せしものなり
全一冊 定價金四錢
郵送料金貳錢

●田口卯吉君關 ●井上彦三郎君、鈴木經勳君合著
南島巡航記
此書は明治二十三年の一大問題なりし南島巡航の顛末を記し諸島蠻民の風俗、人情、言語並に貿易の事情を述べたるものにして其の記事珍々奇なり
全一冊 定價金三拾錢
郵送料金四錢

日本財政總覽
國庫財政編表之部
大正全三冊
定價金七拾五錢
郵送料金六錢

●前大藏大臣渡邊國武君題字 ●前大藏大臣松本實信君序 ●田口卯吉君序 ●故櫻井吉松君序 ●細川雄二郎君序
明治財政要鑑
本書は渡邊前大藏大臣閣下の起草に係る廿三年間財政の結果を題するもの又日本の財政を概せし二章を解説せし者にして我國財政上の要領を設計し且剩餘金の積貯等を示せり苟も志あるものは日本財政總覽と共に坐右欠く可らざるの珍書
全一冊 定價金六拾錢
郵送料金四錢

●田口卯吉君著
居留地制度ト内地雜居
右は曩日非内地雜居論大に起り再び條約改正を連延せんとするの傾向ありし時に於り田口君之を憂ひて草せしものなり
全一冊 定價金二錢
郵送料金六錢

●鹽島仁吉君纂譯 ●精巧なる肖像入
西經濟學者列傳
故の倫敦經濟雜誌記者ベーンホット曰くアダムスミスの履歷を知るのみならず其の經濟學を解す可らず嗚呼何ぞ獨り富國論のみならず諸家の經濟學亦多くは然るなり今や經濟學大に流行し泰西諸家の經濟學を邦文に翻譯せられたり雖も未だ諸家の傳を記述せるものなし是れ此書を發行する所以なり
全一冊 定價金五拾五錢
郵送料金六錢

●渡邊國武君批辭 ●田口卯吉君序歌
十九世紀人物之標準 容貌論
本書は現今十九世紀の社會に於ける嚴傑其の人の定規を下たし之れを以て立證するに容貌論を以てし之れが實例として本邦の政治家、實業家、文藝家、職田信長、伊達、政宗、泰西ウエリントン以下十三傑の**肖像明確**なるものなり
全一冊 定價金拾五錢
郵送料金四錢

●川上廣樹君譯註
譯讀古事記
右は古事記を平假名文に譯し且古來大家の註釋を付記したるものにして皇國の古傳を知るには此書に若くものなし
全一冊 定價金拾五錢
郵送料金四錢

●渡邊修二郎君著
世界ニ於ケル日本人
此書先づ世界の大事と日本國との關係より説き起して退縮政策の誤を諷する所以を指示し次に歴史上の對外國問題に移り日本と歐米との交渉、日本と南洋諸國との交渉、日本と亞細亞大陸東部との交渉を論述し附するに西外形勢通覽表記を以てし又了緒刻珍希なる**圖書并古筆跡**十九種を挿入し**一大珍書**なり
全一冊 定價金拾五錢
郵送料金四錢

●近衛公爵及文學博士永松謙澄君序 ●狹堂野史久松義典君著
北海道通覽
本書は編を分つて三十七日土地、植民、官衙、屯田兵、漁獵及探險、農牧及養蠶、銀行會社、製造所、商業、外國貿易、金融、實業、上川、中川、下川、交通運輸、道路、港灣、名望家實業家及有志家、區區、議員及總代人、教育、衛生、教門、新聞、雜誌、協會、鑛山、森林、舊土、人、神社、佛閣、名所、舊蹟、旅舎料理店、別に北海道略史及び北海道に關する諸法令を添へ北海道の事細大**一大寶典**なり
全一冊 定價金拾五錢
郵送料金四錢

●櫻井吉松君輯
紀行文集
乍にして幽邃の深山に入り、乍にして九折の溪谷に迷ひ、名勝古蹟を尋ね、人情風俗を探り、遠近を跋渉し、各地を經歷するは一大快事なり、然れ共是容易の事に非ず、此書を机頭に縋て坐ながら百里
全一冊 定價金拾八錢
郵送料金四錢

●櫻井吉松君輯
紀行文集
全一冊 定價金拾八錢
郵送料金四錢

の外に遊ぶは、豈亦快ならずや、此書古人が各地に遊歴したる紀行文を集む、其地に旅行する者の参考に供し、又修辭作文の助きなし得べし

●嘉納治五郎君、小池靖一君、田口卯吉君序
●桑原啓一君纂譯

新編 希臘 歴史

全一冊
定價金壹圓卅錢
郵送料金拾四錢

希臘は昔に歐洲文明の起源たるのみならず、實に名士の淵藪なり、美人、英雄、詩人、賢士、學者及び技術家の徒輩出して、各其長技を演じ、空に空絶後の大奇觀を呈出し、其事實、史小説よりも奇なり、本書は其大奇觀を叙するに流暢明快にして、趣味ある筆を以てし、且精緻鮮明、挿畫あり、故に一般讀者は云ふに及ばず、諸學校の教師、編輯員及び生徒の參考書として必要有益の書なり

●島田重禮先生序 ●横瀬貞君輯

近世 名家 碑文集

全一冊
定價金七拾錢
郵送料金八錢

前賢の正確なる性行履歷を知るは碑文に若くなし、近古文藝盛隆の運を開き今日の開明を胚胎せるは實に本書收むる所の前賢の力に由るものなり、書中録する所の名賢、後藤芝山より中村敏字に至る無慮二百人、其德行其學識並に當時の學政教育の方法以て詳に見るべし、而して其碑銘墓碣たるや、各名家の遺に成るものなり、以て旁ら簡潔を賞し、修辭を學ぶの資に供すべし、世の歴史家、教育家及び操觚の士、座右一日も缺く可らざるの良書なり

●田口卯吉君序 ●相馬愛藏君著

蠶 種 製 造 論

全一冊
定價金三拾錢
郵税金四錢

蠶業に關する著書三百部然れども、未だ一の良書種を得るの理を講述せし者なし、著者深く之を慨し、苦心六年、漸く効果を得、長野、群馬、福島、北海道の各地を巡り、之を故老先輩に諮るに、皆其説に感ぜざるものなし、爰に初て此著あり、其青白種に關する新説の如きは、蓋し大に世を驚かすものあらん

●帝國財政革新會編輯

帝國 財政 革新 論 綱

全一冊
定價金一拾錢
郵税金貳錢

此書は帝國財政革新會より、朝野の政治家に贈れる書、屢並に其廢止を請ふるに欲する租稅、郵便稅、鐵道資金の論文を編纂したるものにして、苛説の人民を苦め、國產を害する事情明晰にして、之を學に指すが如し、嗚呼、當世の財政を談せん、欲するもの豈に一讀せざるべけんや

●鹽島仁吉君校

經濟 大 學 或 問

全一冊
定價金一拾錢
郵税金貳錢

世の我が邦近古の學者に就きて政治經濟の才を求むる者、皆第一に指を薩摩藩山に屈せざるはなし、蓋し彼は王佐の才あり、として嘗て

て一世に推重せられしものにして、好みて政治經濟の事を論じ、而して其實際に施設したるもの亦少からざるなり、我生祖我嘗て人に答て曰く、予聞、薩摩藩書、不佞未に見、其書、曾聞其人太聰明、蓋百年來、薩摩巨擘、人才則薩摩、學問則仁齋、餘子碌々不足數也、夫れ祖我は古學を以て關東に鳴り、先輩を輕視して、推服する所甚だ少かりし人なり、然るに藩山に對して斯の如き言を爲し、之を見れば、亦以て彼れの英才たりしを見るべきなり、而して此書は則ち彼れの政治經濟の意を穿載せるものなり

●鹽島仁吉君校

經濟 談

全一冊
定價金三拾錢
郵送料金六錢

本書の結論に曰く、御政務の上の事は明から様に人に語るべきとにあらざる故、此の物語は弟子にも書せ侍らす、自身老眼懸筆にて認め侍るなり、此書は斯る秘書の今日に傳はりしものなり、而して舊政府の政弊(幕府諸侯等)最大漏さず、之を古聖人の教訓に徴して論辨せり、嗚呼、古を稽へて今の政治を論せん、さるもの豈に一讀せざるべけんや

●鹽島仁吉君校

經濟 太 宰 經 濟 錄

全一冊
定價金四拾錢
郵送料金六錢

著者の言に曰く、孔子の道は先王の道なり、先王の道は天下を治むるの道なり、又曰く、凡そ天下國家を治むるを經濟と云ふ、而して此の書は即ち先王孔子の道に準據して、政務の要を論述せる

ものにして、正に史記の八書、漢書の十志等に比すべきものなり、蓋し漢土古聖人治國平天下の道を知らん、欲する者は、此書を讀むに若かざるべし

●鹽島仁吉君校

經濟 中 井 嶺 草 茅 危 言

全一冊
定價金三拾錢
郵送料金六錢

著者の言に曰く、總て政をするに舊害を除かざれば新善を施すに所なし、況や弊害既に改まれば、利澤自ら其の中に存して、別に施すを待ざるものあるをや、著者の如きは能く政治の秘訣を解せるものさ、謂ふべし、宜なるかな其の所論の多く、時弊に的中せるや、今や時勢一變せり、雖も、苟も政治に志あるもの豈に一讀せざるべけんや

●經濟雜誌社譯

經濟 萬 國 通 商 史

全一冊
定價金一拾錢
郵税金貳錢

本書は英人ロバート、ソーメルス氏の著にして、叙事簡明、古今各國通商の大勢自ら瞭然たり、商業家は勿論、學校生徒の教科用として最も適切な書なり

●白國下、ラブレイ氏著 ●田口卯吉君序 第一高等中學校教科用
●英國ポード氏譯 ●佐山耕平君重譯

新 經 濟 學 粹

全一冊
定價金八拾錢
郵税金拾貳錢

店書堂南

CL
NO. 18338

此書は新派經濟學者中別に一旗幟を建たる碩學ド、ラブレイ氏が普通經濟學の體例を革新し一機軸を出したる新著にして其主義は道徳の實踐爲政の寛公を旨とし以て利用厚生之道を講ずる者にして泰西の學校は過半此書を其教科書に用ひ居る云ふ以て其良書たるを知るべし

古雅なる繪畫入。改良半紙刷。
紙數百八十六頁。和裝

職人七十一番歌合

全一冊
定價金廿五錢
郵税金四錢

此書の編者詳かならざれども世に歴史上考證として諸書に引用さるる處なり、其原品は繪巻物として故實家の秘匣に藏し未だ世に普及せず、當時民間七十一種の職業を畫き月と戀を題として各種二首づきの歌を詠し之に列の詞を加へたる者なり、即ち殆んど當時の職業を網羅したる者にして、其圖と云ひ其の詞と云ひ是れ時代の風俗を觀るべき一大珍書なれば、歌道に志す人に非るも歴史上の參考として各人一本を座右に置くべきものなり

●田口卯吉君閱●鹽島仁吉君編

日清戰史

全八冊
定價郵稅共
一冊金拾錢
全部七拾錢

世間日清戰爭の事を記するの書少からず、或は單に新聞の抜書に止り或は僅に外交戰團の局部を記するに過ぎずして未だ全局を

達觀し内外の形勢を詳察し其本末を記載せし者あらず其之あるは獨り我社の日清戰史也是敢て自衛自費にあらず新聞雜誌の批評既に之を證せり嗚呼日清戰爭は我國位を上げて東洋の日本より世界の日本たらしめたり我國民たるもの豈其顛末を審にせずして可ならんや

明治十二年一月創立

每土曜日發兌

東京經濟雜誌

現今第七百八十八號發兌

一冊現金七錢(郵稅共七錢五厘)○十冊前金郵稅共七拾錢
○半年分(廿六冊)同前金六拾九錢○一年分(五十二冊)同前金拾貳錢○但東京市内は不要郵稅


我東京經濟雜誌は財政銀行商業に關する専門の週報にして傍ら政事上文學上其他社會萬般の事件を論議報道する者なり猶ほ倫敦の「エコノミスト」雜誌、紐育の「マンカース、マガジン」雜誌、巴理の「エコノミー、フランセ」雜誌の如くにして各文明國必ず此類の雜誌あり左れば凡そ社會の要件は正確饒實なき者を選抜して網羅漏すなく加ふるに毎季總目錄を製して合本に便するが故に就て索引すれば社會の事件立まるところに之を見るを得べし而して今や我社會の形勢は正年に益々經濟及商業上に歸向するの運に會せらるが故に愈々議論を正大にし記事を精確にし以て經濟上の機關たるの任を盡さんとを期す江湖の諸君請ふ幸に購讀あらんことを

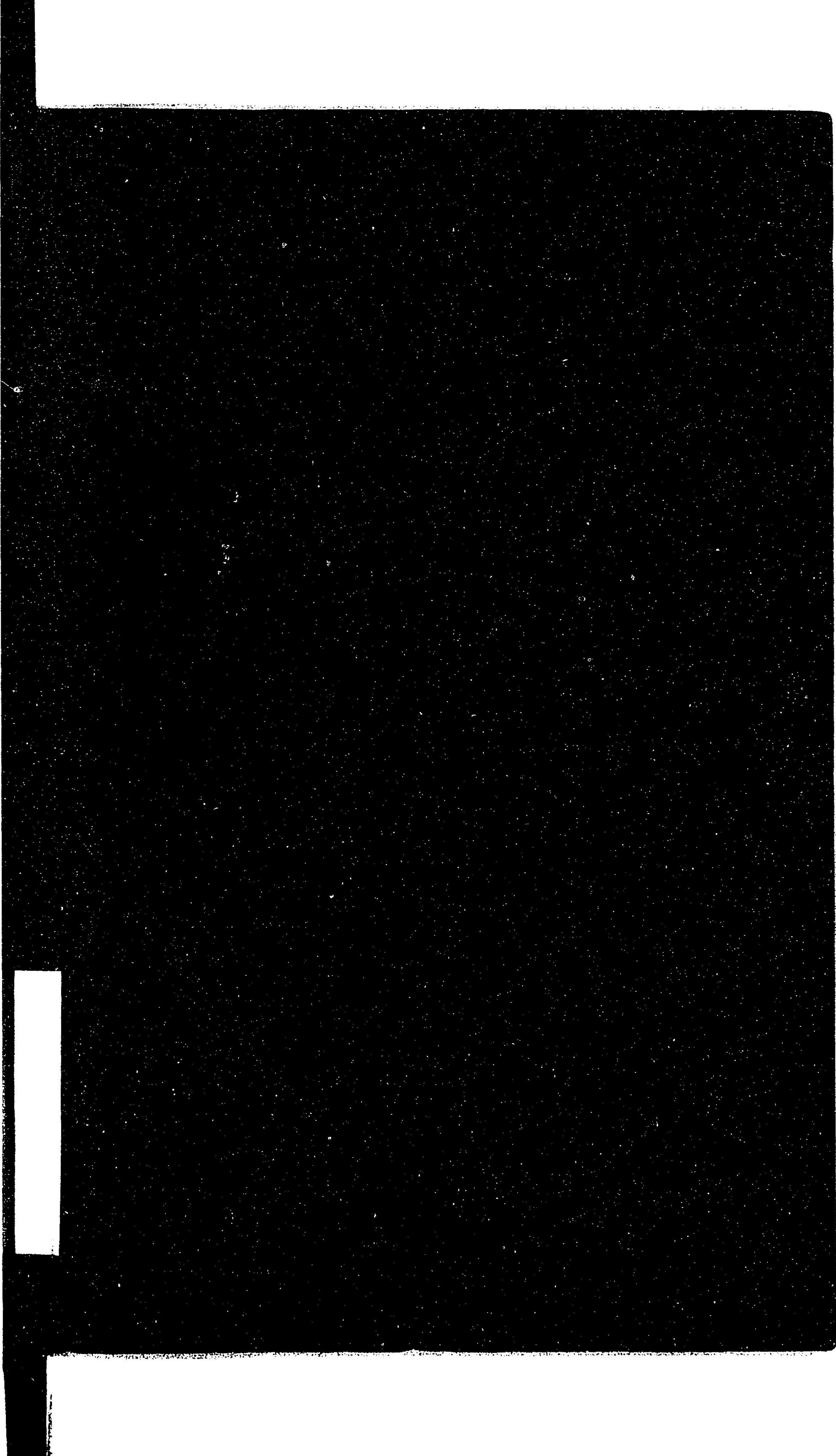
東京市京橋區彌左衛門町七番地

會社名 經濟雜誌社

電話千二百二十三番

明治二十八年八月





672.22

N729

043504-000-1

672.22-N729s

清国商話

仁礼 敬之/著

M28

BDL-0490

